

平成28年（2016年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成28年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年3月22日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

不 応 招 議 員

なし

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を開きます。

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

また、玉津環境管理課長がインフルエンザのため、玉本環境管理課長補佐が代理とすることを許可しますので、ご了承をお願いいたします。

瀧本攻議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、本日、尾上町長より追加議案が提出されましたので、各議案の審議終了後、追加議事日程として取り扱いさせていただきます。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 奥村 仁君

5番 太田 哲生君

のご兩名を指名します。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 委員長の報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託された審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 奥村仁君。

奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。

平成28年3月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今定例会で付託されました案件につき、3月7日、月曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名の出席のもとで開催をいたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の局長、課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第5号 紀北町行政不服審査会条例

議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例

議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第21号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

の議案14件、請願1件、合計15件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第5号 紀北町行政不服審査会条例の審査を行いました。

委員から、審査会は5名以内の委員で組織すると書かれている。この5名のメンバーの予定についてと、この委員が他市町にまたがるものか、紀北町単独なのかとの質疑があり、町村会で人選を進めてもらっているということで、まだ正式に誰かは、こちらへはいただいているが、情報公開・個人情報保護審査会の場合だと、弁護士2人と大学の准教授1人、民間の有識者ということで、元県職と元百五銀行の頭取であり、今回もそのような有識者を選んでいただけると考えている。

5人は、それぞれの市町や一部事務組合で委嘱をする。今のところ40団体あるが、町が全部15町入っていて、市では志摩市、あとは一部事務組合、同じ方を共同利用する形となるとの答弁でした。

委員から、不服審査の申し出が各地で上がってきたときや、紀北町への精通性や地元弁護士がいなくなることへの不安点について、質疑がありました。答弁として、審査会を開いてもらうのも同日で何件かということもあるかと思えます。審査請求は個人的な町から受けた処分の不服に対する審査請求になります。それについてのことで、逆に事情がどうということより法的に、また第三者的に判断していただくべきかと思えますとの答弁でした。

また、委員から、5名というのも上位条例で、それが変わったからということか。不服審査は非常に閉塞した時代にたくさん出てくる可能性が出てくる。5人で対応しきれないのではないか。費用はいくらかとの質疑に。行政不服審査法の改正によりまして、まずはこれまでだと不服申立てをした場合、処分した課に不服申立てをして、課が町長にこういふことだということで、町長が決定していたわけですが、そうではなくて、まずは庁舎内の中でも処分した課以外の職員で審理員ということで指名して、それだけだと内々の話になりますので、逆に第三者的に判断してもらえということ、審査会を置くことになったわけ。町が内々の中で判断することですので、その判断が客観的にどのようなのかということ判断し

てもらふことで、その地域的なことで判断する必要があるれば、調査やそういうことを経て判断していただける。これは裁判ではありませんので、あくまでも審理で裁決する時に、諮問しなければならないということになりましたので、そういう委員会を設けるといことです。

報酬は1人1回1万円です。あとは旅費は実費で、同じ日に行われた場合、2つの町なら2で割るといことすとの答弁でした。

また、委員から、これに該当する案件について質疑があり、答弁では、例としては、し尿の件や水道の件が不服申立てといことになるとのことでした。

また、委員から、専門的なことについては、第5条の専門委員というのを置くが、これはどういものですかとの質疑があり、審査会の委員は知識をもった方々ばかりですが、審査請求の内容によっては、もっと専門的な方の説明を聞いた上でなければ判断できないといような場合に、専門委員を置くことができるといことになっていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、公務災害により補償される率についての仕組みについて質疑があり、答弁として、ほかの年金と併給してもらう場合、公務災害からもらう率が0.86から0.88ということで、どちらもプラスして100になるということなのですが、こちらの公務災害でももらう率が0.86から0.88に上がったということになります。

例えば、元共済年金などを受けられている方で、今、非常勤の委員をやられていて、公務災害になったという時に、公務災害のほうから0.88で、もう1つの共済年金のほうから残りの分が出るという割合のことをございますので、合わせて100%となるということです。ここで上がっていますのが、傷病補償年金ですので、年金を受給する時、ほかの年金を受給することになれば、そういう割合になるということなのですが、ここが併給されない場合であれば、100%ということになりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。はじめに議会事務局所管分については、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分について、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分につきまして、質疑はありませんでした。

次に、税務課所管分につきましては、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、質疑として、町有林造成事業、減額2,010万2,000円の内訳について、海岸保全施設整備事業の2億982万5,000円の減額についてがありました。答弁として、林業費、町有林造成費2,010万2,000円の減額については、この減額の主な要因としては、平成26年度に6名雇用していた山林作業員が、平成26年度末に3名退職となったが、平成27年度当初予算の編成は終了しており、今回の減額補正予算となりました。

また、国と三重県の造林事業補助金が要望額より低かったため、その事業精算によるものが原因ということでした。

海岸保全施設整備事業の減額については、当初予算編成においては、国、三重県への予算要望額で計上させていただいていますが、結果的に大変厳しい予算付けとなりました。要望額といたしましては、3億円を要望していましたが、実際は三浦、矢口浦とも5,000万円ほどで、合計1億円ほどの予算付けとなり、結果、減額補正となってしまいました。

平成23年度、24年度は、国の景気対策による大型補正や、三重県の追加内示による配分等もあったため、これらの状況にも対応できるよう、当初予算においては要望額での予算編成とさせていただいています。その結果、平成27年度は減額補正させていただく結果となりましたとの答弁でした。

次に、商工観光課所管分について、質疑に入りました。

商工使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料について、2,471万5,000円の補正となっている。今後の見込み、管理者への報償費、町への収入について質疑がありました。商工業振興費の中の小規模事業者利子補給等事業の件数、実際に運用された金額と、事業者件数、実際の借入金額について質疑がありました。また、観光振興推進事業（高速道路延伸関連）の減額理由について質疑があり、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、歳入につきましては、今年の見込みとして、商工使用料として5,560万円の歳入を見込んでいます。それと、観光関係雑入として53万2,000円を見込んでいます。それらを足したものが、総合的な歳入の見込額となります。

歳出については、指定管理者との協定に基づいて、採算ラインを3,116万7,000円ほどになっています。歳入の総額5,610万円から3,116万7,000円を差し引いた額の70%を、指定管理者の報償費として支払うことということで、1,745万4,000円になります。これが今回の補正の内容になります。町へは差引1,046万2,000円が残ります。また、小規模事業者利子補給等事

業の件数は、延べで106件で、利子補給については確定している部分で58件、運用金額についてはトータルで120万3,800円で、後期分が不明のため、前期分だけでは2億6,760万円が借入額です。

当初予算で100万円をお認めいただいて運用していましたが、実際には見込みということで、確定ということではございません。今回、25万円を増額させていただき、125万円とするということです。ちなみに、平成26年の実績については、融資件数が70件、融資額については3億7,770万円です。また、観光振興推進事業（高速道路延伸関連）の減額の理由については、地方創生先行型事業が昨年の3月議会でお認めいただいた繰越事業ですが、そちらと当初予算両方に計上していたもので、その部分の精算として、今回、減額させていただいています。

地方創生先行型事業内容につきましては、「紀北おもてなし事業」として、観光案内人の設置82万3,000円、観光振興PR活動事業、これは観光協会職員等が行う観光PRに関する費用、そのほかに「旬感みえ」番組制作費、これは三重テレビに委託、合併10周年の記念キャンペーンなど先行型事業として認められたので、そちらのほうに振り替えさせていただいていますので、その部分を精算させていただいて708万2,000円としたということですとの答弁でした。

次に、建設課所管分について、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに議会事務局所管分については、議会費の備品購入費45万4,000円について、この予算をかけることによって、どの程度映りが良くなるのかとの質疑があり、答弁として、映りにつきましては、ZTVで、今、放送されております、行政放送「ふるさと紀北町」と同程度の映りになると伺っていますとの答弁でした。

次に、総務課所管分については、三重地方税管理回収機構派遣職員人件費交付金について、現在の状況はどうか。また、脱退するという考えはないのか。また、安全衛生管理及び職員福利厚生事業の中のストレスチェック支援事業委託料について、事業内容、背景的なもの、情報の管理、実施時期や手順、対象者について、また、海区調整委員、参議院議員選挙の日

程についてが質疑としてありました。

答弁としては、三重地方税管理回収機構につきましては、各市町で順番に派遣するようになっていて、平成28年、平成29年度の2カ年で1人派遣しなければならないという順番が回ってきたということで、その職員の人件費につきましては、町のほうで支出して、三重地方税管理回収機構のほうから、年2回に分けて半期ごとに支払われるというものです。

受けのための歳入を計上しているということで、全ての市町が加入しています。

税務課のほうでは、効果を考えた上で、加入していることだと思いますが、詳細はわかりませんので、税務課のほうでお確かめいただきたい。いろんな実績とか、勝手に脱退できるかということもございますので、それを設置していくのが、将来的にどうなのかということも、もう少しいろいろ研究した中で、お答えさせてもらわないといけないかということで、この場ではお答えを控えさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

また、ストレスチェックですが、あまり馴染みのない言葉ですが、働いている者にとって、うつなどのメンタル不調が、かなり社会的に多いということがありまして、それを未然に防止するために、労働安全衛生法が改正になりまして、労働者を50人以上抱えている事業所では、本年度からですが、自分自身のストレスがどのような状態にあるのかというのを調べるストレスチェックという検査を、毎年1回実施することが義務付けられたということです。

その結果を労働基準局等に報告する必要があるということです。どういうことをするのかということですが、国のほうで示されている調査項目というのは、57項目あります。これに基づいて、全職員を対象に調査を行うということですが、あくまでも自分の心の不調があるかないかというチェックをするというものなので、プライバシーの保護、結果による不利益の防止ということもうたわわれていて、客観的に慎重に個人の状況进行评估して、高ストレスの状態にある場合は、本人に通知するとともに、医師に面接指導を実施して、できるだけ症状が出る前に、未然に防いでいくということが1つと。

それから、もう1つの目的としては、それらを全職員に調査することにより、職場としての問題点というか、傾向とかを、素人ではなかなかわからないが、専門的に見ていただき、それぞれの調査表を集計したもので見ると、傾向とかそういうものが出てくるということなので、紀北町としての職場の問題点というのを洗い出して、それをまたこういうところが傾向的に見られるので、環境改善を図っていくというような、大きくはその2つの目的で行うということです。

実施にあたっては、システムを導入し、きちんとどういう目的でいこうということを実施

するのか。ということが判ってくるのかということの勉強も含めて、新年度早々から始めたいと思っています。正確には昨年の12月から、本年の11月までに実施することとなっていますので、業者によりシステムを構築していただくということと、諸々の研修も含めて、だいたい半年ぐらいで実施して、集計をしていただき、専門機関のほうでどういう傾向で、どのように指導が必要なのかというものを抽出していただきます。

あくまでこれは、人事上のマイナスになるようなことにならないようにということなので、我々も基本的には、最終的なデータは、どこかで管理はしなければならないですが、基本的には内部の者がするというのではなくて、きちっとした管理のもとで行われるというふうに徹底したいと考えています。

専門医の面談とか、この面談を通り越して治療が必要であるとか、そういった判断も浮き彫りにされて、面談を受ける予算というものも、10万円程度ですが計上させてもらっています。このチェック表でいいということではなくて、その中で少しでも、これはやはり専門医の指導とか、そういうケアが必要だなというふうに、素人目で考えるのではなくて、専門機関で抽出された職員については、そういった対応をそこまでやっていかないといけないということと、また、法的にもそうですし、我々も思っています。できるだけ、そういったものを未然に重症にならないように把握して、対応していこうという意味のものでございます。

これは、正規職員、嘱託、臨時職員の全ての職員を対象としています。あくまで職場が対象なので、条例委員は対象になりません。町長、副町長については、一緒にするかどうか、そこは外すと思います。勿論、議員は職場の職員ではないので、対象外です。ただ、心の中にどの程度の危険性があるということでは、理事者についてもチェックを受けてもらったほうがいいのかもわかりません。今の状態が、どうなのかというのを客観的に判断してもらおうという意味では、その辺りは受けてもらうかどうかは決めていませんが、受けてもらったほうがいいのかとも思います。

また、まちづくり協議会の事業については、先日の全員協議会でもお話をさせていただきましたが、条例で定めるのではなくて、要綱で定めたいということですので、あの時は案でしたが、ご意見をいただいた中で、要綱できちんと定めさせていただきたいと思っておりますとのことでした。

また、海区調整委員の選挙について、三重海区調整委員の任期満了は、8月14日となっていますので、選挙になれば8月の任期満了までになるかと思えます。参議院議員は7月25日が任期満了となっています。予定では、7月の下旬になるかと思っていますとの答弁でした。

次に、財政課所管分については、総務費寄附金について、ふるさと寄附金の平成27年度現在の実績、ふるさと寄附金の使い道の基本的な考え方、寄附件数、返礼品の支払いの支出をどこからするのか。また、ふるさと応援基金繰入金が、ふるさと応援基金から繰り入れられる金額5,072万8,000円の内訳について、質疑がありました。

答弁として、平成28年2月末現在で、申込件数4,622件、収納金額が8,158万9,001円で、平成27年度決算見込額のふるさと応援基金は、1億1,074万6,000円となる見込みです。

平成28年度については、積み立てた基金から繰り入れし、寄附者に選んでいただいた用途に合わせた事業に充当する予定です。

寄附者の選んだ使途の状況は、約42.3%が「町におまかせ」、「防災対策・生活基盤整備・自然環境の保護」が約20%となっていることから、ふるさと寄附金推進事業に3,121万8,000円、小学校及び中学校図書購入に184万2,000円、社会教育施設整備事業に1,766万8,000円を充当し、合計で5,072万8,000円です。社会教育施設整備事業については、紀伊長島図書館の図書備品、郷土資料館造作設置に充てる予定です。

返礼品の支払いは、ふるさと納税推進事業からの支出となり、平成28年度は5,000万円の寄附を見込んでおり、その45%である2,250万円を返礼品に対する支出として、予算計上をしていますとの答弁があり、委員から、寄附件数、経費等をまとめた一覧表の提出を求めました。

また、委員から、ふるさと納税推進事業の財源については、寄附金を充当しているのか。充当している場合、寄附者に選んでいただいている使途内容から外れてしまうことはないのか。ふるさと納税推進事業の3,100万円の寄附金は、寄附者の選んだ用途のどの項目に当たるのかとの質疑あり、ふるさと納税推進事業については、平成27年度は特定財源を充当せず、一般財源で事業を行いました。

平成28年度については、ふるさと応援基金を取り崩し充当しています。平成28年度以降は、当該年度にいただいた寄附金を、一度基金に積み立て、翌年度に取り崩し事業へ充当する予定です。寄附者に選んでいただく使途項目の中に、「町におまかせ」とする項目があり、この項目を選んでいる方が、全体の約42%となっており、この項目を選んで、寄附していただいている寄附金額は1億1,000万円のうち4,000万円以上なので、そのうち3,100万円を返礼品等の事業について充当いたします。寄附金に対する事業費用は約6割程度となりますとの答弁でした。

また、委員から、返礼品の新しいコース等を設定する予定であると伺いましたが、決定し

ていれば資料を提出していただきたい。返礼品は、各コースとも寄附金額の45%程度の品となっているのですかとこの質疑があり、新しい返礼品については、現在、選定中で決定はしていませんが、1月に応募をしまして、コースとしては5,000円から100万円コースまで、11コースに応募があり、品数としては122品の申請がありました。各コースとも45%程度となっていますとの答弁でした。

また、委員から、公債費の長期債償還元金12億3,887万8,000円について、一番高い金利は何%ですか。また、利子が1億427万5,000円となっていますが、どのような計算で、この金額になっているのかとの質疑に、一番高い利率が水道事業会計では4.85%、一般会計では3.5%です。償還利子については、現在のところ0.3%前後でございますが、予算上は0.3%を上乗せした0.6%前後で、利息分を計算していますとの答弁で、委員から、公債費についての資料提出を求めました。

次に、出納室所管分については、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分につきましては、ケーブルテレビ行政放送事業で、行政放送番組ふるさと紀北町に関するアンケート調査経費として、9万7,000円はどのような目的、内容で調査を行うのか。また、対象世帯の抽出方法について、質疑がありました。

答弁として、アンケート調査については、現在は自分たちの考えで番組制作を行っていますが、視聴者である町民の方々の希望を聞くべきとの職員の提案により1,000世帯を対象にアンケート調査を実施したいと考えており、費用のほとんどが郵送料です。地区別ではなく全町民を対象に無作為に1,000世帯を抽出しますとのことでした。

また、まちづくり総合推進事業の婚活事業支援補助金30万円について、3件分の予算であり、既存の団体は何団体あるのか。残り枠については、募集を行うのか。また、移住・定住・交流推進事業の移住交流会の参加旅費、空き家リノベーション支援事業補助金の内容について質疑がありました。

婚活支援補助金については、大きく捉えると移住促進にもなりますし、人口減少に歯止めをかける目的で実施します。現在、既に婚活事業に取り組んでいる団体もありますが、その団体も加えた3団体に補助を行い、婚活事業を実施していただきたいと考えています。補助金申請の有無は別にして、既存団体は現在1団体あります。婚活事業実施につきましては、さまざまな問題点もあり、こちらから団体に実施のお願いをする必要もあると考えています。

チャレンジプラス事業については、これまで実施してまいりましたチャレンジプロジェクトの引き継ぎ事業で、7団体分の予算です。

移住・定住・交流推進事業の空き家リノベーション支援事業費補助金については、空き家の改修補助金です。県外から紀北町に移住された方に対して、補助を行い、空き家を有効活用するとともに、町内への定住促進を図ることを目的としています。県補助金を町から申請者に交付するもので、2件分200万円の予算です。紀北町といたしましては、県の補助金をそのまま交付するのではなく、空き家バンク制度への登録を条件とします。

空き家バンク関連では、ほかに空き家情報登録制度促進奨励金と、空き家等有効活用推進事業支援補助金を考えています。空き家情報登録制度促進奨励金につきましては、現在の空き家バンクは登録物件数が非常に少ない状況が続いており、空き家登録物件数を増やすことを目的としています。奨励金の給付にあたっては、自治会の支援をお願いしたいと考えています。各自治会の地元にある空き家を探していただき、空き家バンク登録の斡旋をお願いしたいと考えています。斡旋をすることにより、入居前から移住者を地元で受け入れる体制が期待できます。契約の成立時に、1件につき2万円の支給を考えています。

空き家等有効活用推進事業支援補助金につきましては、空き家バンクの登録に際して、最も問題となっていることとして、空き家の家財等の整理ができないということがありますので、これに対して1件あたりの処分に要する費用の見込額5万円の2分の1である2万5,000円を限度に、20件の補助を予定しています。

移住交流会の参加旅費につきましては、東京、大阪で開催される相談会への参加費用です。

また、委員から、空き家リノベーション支援事業補助金について、2件で200万円の予算ですが、申込予算より多かった場合はどうするのか。また、利用登録者数に対する物件登録数の比率について、質疑がありました。答弁として2月19日現在の空き家バンクの状況につきましては、利用登録者数が76名、登録物件数が11件です。また、これまでの成約件数は20件です。空き家リノベーション支援事業補助金につきましては、申し込みが多数あった場合には、県に補助金の増額を要望しますが、基本的には2件で200万円の範囲での補助になりますとのことでした。

また、委員から、チャレンジプラス補助金について質疑があり、チャレンジプラス補助金については、平成22年度から平成24年度まで、まちおこしリーダー研修事業として、20歳から40歳までの方を対象に、研修等を実施しました。その後、平成25年度から平成27年度までは、チャレンジプロジェクト補助金を交付して、事業の支援を行っています。今回はこれにプラスして、新しいことを行いたいという団体に対して、補助をしたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員より、チャレンジプロジェクトの主な事業について質疑があり、平成25年度は、「みやまや」がケアシェルを活用したアサリ・シジミの養殖の実験、「紀伊ファクトリー」が農業成功事例の見学と組織化を図るための情報収集、「第3次ベビーブームの会」が男女の出会いの場の提供と、紀北町のファンづくり、「三重紀北町海・山こだわり市実行委員会」が海・山こだわり市の開催による地域物産品の情報発信、販路拡大に取り組みました。

平成26年度はそれに加えて「紀北町地産地消若者宣伝隊」が消費者ニーズの調査、生産者と消費者を結びつけるチラシの作成、食材のPRの取り組みなどです。平成27年度は「スマートフロッグ」が取り組んでいますとの答弁で、平成25年度以降の資料を配付していただきました。

また、委員から、地方バス運行対策事業について、河合線・いこかバスの乗車率、乗客数の動向、バスに関する要望の集約について、どのように実施しているかという質疑に、いこかバスについては、平成26年度は便ノ山線が1,382人、海野線が1,961人、合計3,343人。平成27年度は2月末までで、便ノ山線が1,276人、海野線が1,626人、合計2,902人で、年間約3,000人。河合線については、平成26年度は5,889人で、利用者数はほぼ横ばいの状態です。

要望の集約については、何かあれば三重交通から随時連絡が入るような体制を敷いています。また、職員による乗降調査として、実際にバスに乗り込み、乗客の方の意見を聞き取りを実施しています。最近の調査結果としては、午後の便の運行について要望が多かったとの答弁でした。

また、委員から、地域おこし協力隊について、採用予定について質疑がありました。答弁として、予算が議決されればすぐにも募集したいと考えていますが、費用としては9カ月分を予算計上しています。9カ月ということで、7月ごろには採用したいと考えていますが、全国的に地域おこし協力隊の要請が増えており、売り手市場となっているようですが、募集に力を入れていきたいと考えていますとのことでした。

次に、税務課所管分については、質疑はありませんでした。

瀧本攻議長

総務産業委員長、まだかなりあるの。

奥村仁総務産業常任委員長

まだ結構あります。

瀧本攻議長

ここで休憩いたします、10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 24分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

総務産業委員長、続けてお願いいたします。

奥村仁総務産業常任委員長

それでは、次に農林水産課所管分については、質疑として、農業用施設管理事業の団体営ため池等整備事業1,110万7,000円について、工事内容や工期、事業の請負業者について、質疑がありました。

答弁として、団体営ため池等整備事業につきましては、平成28年度に国費10分の10の補助を受け、町で事業実施計画を策定するものでございます。

平成29年度以降につきましては、事業実施計画に基づき、県営事業におきまして、事業に着手していきたいと思っています。実施におきましては、委員のおっしゃるとおり複数年の事業実施になると思われま。

事業内容につきましては、堤体等の改修になると思われ、これらの改修の事業実施計画を、国の補助を受け策定するものでございます。

平成28年度におきましては、計画の作成と事業実施計画の策定を行う予定です。事業を開始するにあたり、県営事業においてボーリング調査等すでに実施している調査もあります。それらも活用しながら、三重県の指導を受け、コンサル等に発注し、実施計画を行いたいと考えています。

現段階では、このような農業用施設改修等については、三重県土地改良事業団体連合会に委託することになるのではないかと考えていますとのことでした。

また、委員から、林業施設費の中の工事請負費について、町が行うものなのか、森林組合

おわせに発注していくのかとの質疑がありました。答弁として、林業施設費、林道・治山関係事業の工事請負費1,953万6,000円、横山線他工事につきましては、町が事業主体となり発注していくものですとのことでした。

また、委員から、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の内容と、各事業費について、質疑があり、答弁として、みえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、平成28年度当初予算といたしまして、953万7,000円を見込んでおり、この金額が紀北町に配分される予定であり、補助率10分の10の事業です。

その内訳は、人家裏山林危険木伐採事業として、自治会が行う危険木の伐採事業の80%補助を行う事業に200万円、集落周辺里山整備事業として、地域住民やNPOが実施する里山整備に10分の10の補助を行う事業に40万円、森林環境教育や育林体験の費用として250万円、その他、町管理河川の河川周辺立枯木整備事業に463万7,000円を予定しており、合計しますと953万7,000円となりますとのことでした。

また、委員から、町有林造成事業の person 費、賃金について、雇用人数と内容について質疑がありました。答弁として、町有林造成事業の person 費については、正職員2名を想定しています。また、山林作業員については、3名分の賃金等を計上していますとのことでした。

また、委員から、分収造林事業について、分収造林の面積、事業委託先について、質疑がありました。答弁として、分収造林事業につきましては、1,761万9,000円を全額事業委託料として計上しており、除伐・保育間伐約43haを予定し、森林組合おわせへの委託を予定していますとのことでした。

また、町有林造成費の委託料3,694万4,000円も、森林組合おわせへの委託事業なのかとの質疑があり、答弁では、森林組合おわせへの委託を予定しているとのことでした。

また、委員より、施業に関しては、森林組合おわせへの委託事業を考えておられるようですが、以前は認定林業事業体への委託等もありましたが、その辺りの現在の状況等はどうかという質疑があり、答弁として、森林整備の発注においては、昨年より検討しているところではあります。委員おっしゃるとおり、当町にも森林組合おわせをはじめ、認定林業事業体が3社ほどございます。これらを踏まえて、三重県とも相談を重ねたところ、三重県の森林整備の発注方法においては、三重県に入札参加資格申請を提出していること。認定林業事業体であること。林業技師の雇用などが条件となっており、これらを当町で考えた場合、合致する事業体は森林組合おわせのみでありました。

町といたしましても、町内に本店を有する森林組合おわせに発注することが妥当ではない

かと考え、森林組合おわせへの発注を予定していますとのことでした。

また、委員から、地域産材利用促進事業を、みなと森と水ネットワーク会議負担金についての協定先と支出内容、協定後の尾鷲ひのきの流通状況について、実際の会議への参加状況と木材の取引状況について質疑がありました。答弁として、林業費、林業振興費、地域産材利用促進事業のみなと森と水ネットワーク会議負担金については、東京港区と協定を、平成23年度に締結し、港区内で建てられる建築物等に木材の使用を促し、二酸化炭素固定量と国内の森林整備の促進による二酸化炭素の吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献していくというもので、この建築物への木材はネットワーク会員の木材を使用するものです。

ネットワーク会員に登録することにより、地域の木材業者との取引も出てきています。地域産材の利用促進の負担金と位置づけています。協議会への参加はもちろんのこと、木材PRについては、森林組合おわせを中心とし、紀北町の木材業者も営業に出向いたりしています。この行動の成果として、取引も少しずつ出ており、町といたしましても、これらを側面的に支援いたしていますとのことでした。

また、委員から、水産多面的機能発揮対策事業の内容について、質疑がありました。答弁として、平成27年度までは海野漁協が中心となった三野瀬活動組織と銚子川漁協が中心となった銚子川環境保全会が事業を行っていました。まず、海域での活動を行っていた、三野瀬活動組織については、藻場の育成を阻害する食害生物である、ウニ類、ガンガゼの駆除を行っていました。

銚子川環境保全会は、銚子川の河川環境保全の観点からの活動、清掃活動や植林等を行っていただいています。平成28年度から水産多面的機能発揮対策事業の制度が変更となり、新たに外湾漁協紀州支所を中心とする、長島地区活動組織と、外湾漁協白浦を中心とする白浦地区活動組織により、藻場の育成を阻害する食害生物であるウニ類、ガンガゼの駆除等を予定しています。こういった藻場を保全する観点から、水産のもっている多面的機能を発揮させる事業に対し、町も支援していく事業でございますとのことでした。

また、委員から、漁港管理事業、水産物供給基盤機能保全事業の委託業務について質疑がありました。答弁として、漁港施設の岸壁等が全国的にも老朽化が進んでおり、今後それら施設の長寿命化を図り改修コストの平準化を目的に、機能保全計画を立案しようとするものです。平成27年度におきましては、島勝漁港で実施しており、平成28年度は海野漁港、白浦漁港の施設の老朽化等の調査を行い、これから長寿命化を図る上で、改修計画等のコストの平準化を考えて、計画を策定していくものです。これらの調査・計画に関しては、専門的な

知識を有している、三重県建設技術センターへの発注を考えていますとのことでした。

次に、商工観光課所管分については、質疑として、近畿自然歩道維持管理委託金ですが、現在、崖崩れをしていると聞いている、古里の「サボ鼻水平道」の対象になっているのかとの質疑がありました。答弁として、これは三重県が指定している近畿自然歩道の維持管理について、三重県から委託を受けて、維持管理をさせていただいているもので、内容としましては、草刈りやトイレの維持管理となっています。

サボ鼻水平道につきましては、去年の7月に崖崩れを起して、現在、通行止めとなっています。三重県からの説明では、先般、入札が行われ、施工業者も決定し、5月頃にはなんとか通行できるように工事を発注していると聞いていますとの答弁でした。

また、委員から、古里温泉施設管理運営事業費についての質疑がありました。ずっと赤字が続いています。数字は数字として、担当課長として今後どのような対応をしていくのか。使用料は子どもやお年寄りについては安くなっていますが、年間どのぐらいのお客さんを見込んでいるのか。1日平均の利用人数はどのぐらいか。今の設備では損益分岐点はどのぐらいと考えているのかとの質疑がありました。

答弁として、古里温泉施設管理運営事業につきましては、歳出で2,956万2,000円、歳入につきましては、使用料と雑入も含めまして、2,379万8,000円になります。トータルでは576万4,000円の赤字ということで、予算計上させていただいています。この古里温泉につきましては、過去には黒字が出ていましたけれども、平成23年から赤字が続いています。いろいろな要因が考えられますが、合併以降、すぐに露天風呂を廃止して、洗い場を増やすという目的から、委員おっしゃられたとおり、露天風呂がなくなったと聞いています。

その後、機器の老朽化もございまして、レジオネラ菌の発生、あるいは灯油の漏出があるなど、いろいろなことがございまして、お客さまの数が減ってきたものでございます。施設を以前のようにやろうとなれば、それなりの施設改修が必要となるかと思えます。それには多額のお金が必要となりますので、それにつきましては、今後、理事者と協議しながら、どのようなことができるか考えていきたいと思えます。

現状では「古里温泉祭り」を開催するなど、ソフト面での対応で、人を集める工夫をしているところではございますが、なかなか追いつかないところですので、今後、露天風呂の増設などの施設の根本的なリニューアルが必要ではないかと思っています。

今回、予算させていただいた人数については、約5万1,500人を歳入として計上させていただいています。平成26年度につきましては、4万7,900人、平成25年度は5万5,400人、過

去に最も多かった時は、6万人を超えています。

1日平均では、平成26年度では149人です。過去の例を申し上げますと、平成22年度が黒字でした。この時、年間5万9,000人で黒字が出ていますので、灯油の価格にも左右されると思いますが、おおむね5万8,000人から6万人程度が損益分岐のラインかと思っていますとのことでした。

また、委員から、建設されてから何年になるか。また、湯量と温度については、営業当初に比べてどのような状況ですか。今年度の休業日数についても、施設の改修にもかかわってくるのでお示しくださいとの質疑があり、答弁として、オープンから19年が経過し、来年度20周年となります。温度と湯量につきましては、昨年度に、井内の清掃を行いましたので、その結果、ある程度、湯量や温度について、掘った時に比べても変化はありません。

それから、成分につきましても、先日、検査をしましたがけれども、特に劣化していることはないと聞いています。

休業の日数については、平成26年度は45日ほど休ませていただきました。今年度につきましては、1月に2日、2月に1日休業しています。この原因につきましては、1月はボイラーの不調、2月は湯を汲み上げて貯めるタンクの洗浄を定期的に行っていることから、休ませていただきました。

今年度は休業も少なくすんでいる状況かと思えます。今回の調査によりまして、温度は36.4度、湧出量が毎分49リットルということでございます。平成18年の調査では、温度が33.6度、湧出量は40リットルということで、少し改善している状況でございます。

温泉は一般的には露天風呂があったりするのが普通かと思えますが、現状ですと、委員もおっしゃられたとおり、銭湯のような状態となっていますので、長く浸かって、ゆっくり体を休めるといった部分では、使い勝手が悪いかと思えます。この温泉につきましては、もちろん地元の方は利用できますが、古里民宿に泊まれた方が、湯治の湯として利用されているところをみますと、やはりもう少し使いやすい温泉にするべきではないかと思っています。

しかし、改修となりますと大きな費用もかかるということもございますので、理事者とも相談させていただいて、改善に向けて努力したいと思っていますとの答弁でした。

また、委員から、観光振興推進事業（高速道路延伸関連）、先ほど補正予算でも質問がありましたが、減額となった理由としては、地方創生先行型交付金をとったということですが、今回、平成28年度の予算について、観光案内人設置事業とか、スポット観光ラジオや「旬感みえ」の予算が再び出ているが、先行型については1回限りということで、これを継続して

やっていくということで高速道路延伸関連予算で復活したのかと質疑があり、答弁として、昨年は3月の補正予算で急きょということもありましたので、当初予算と両方に計上させていただいた上で、今回、補正で減額させていただきましたが、平成28年度も継続してやっていくということで、今回、平成28年度当初予算に計上させていただきました。

もちろん、観光案内人設置事業や観光振興PR活動は、交流人口200万人をめざすという中では、特に必要なものだと判断のもとで計上させていただいていますとの答弁でした。

また、委員から、金額については、全員協議会の時の報告で聞いているが、職員4名分の人件費部分というところを、確認の意味で答弁を求めます。継続していかなければならない事業に先行型交付金を充てたのか。ほかの事業がなかったのか。観光協会職員4名分の人件費ということの理解でよろしいのか。そうすると、87ページにある嘱託職員等賃金631万1,000円については、どこの職員の部分か、観光協会は何名ぐらいでやっているのか。委託事業はどのぐらいあるのか、一覧表があればほしいが、まずは説明を求めますとの質疑があり、答弁として、観光振興PR活動事業1,884万9,000円の中身につきましては、職員4名の人件費と活動費を含んだものでございまして、観光案内人設置事業につきましても、同様に人件費でございます。

先行型交付金事業に盛り込んだ理由については、先行型交付金事業については、昨年、急きょ出てきた事業であり、財政課とも相談した中で、既存事業の中で財源の振り替えをできるものはないかということが始まりで、既存事業をまきかえることによって、一般財源の負担を減らしていけるということが現状の話です。

今回の観光推進事業については、4名です。嘱託職員の人件費につきましては、観光サービスセンターに1名、商工観光課に1名、ふれあい広場マンドロに1名の3名となっています。あくまでも3名とも身分は町の職員です。観光サービスセンターにつきましては、駐在させているということです。観光協会の職員については、局長1名、コーディネーター4名、観光案内人が1名、今、ふるさと納税の発送対応で臨時職員を1名、これは3月までと聞いていますので、現在7名ということになります。

内容といたしましては、観光振興PRであるとか、新たに増えたふるさと納税の業務をやっているところとございましてとの答弁でした。また、委員から、地方創生先行型交付金事業は、にぎわいを創出することを目的として出した交付金を、既存事業をまきかえることができたのですかと質疑があり、答弁として、観光案内人設置事業については、平成27年度から始めた事業でございまして、当初予算と先行型交付金事業の両方で計上させて

いただいたということですが、PR関係ではこれまで以外の場所でのPR活動をするということで、事業の認可をいただいたということですのでのことでした。

また、委員から、局長の人件費はどこで出ているのか。ふるさと納税については、継続してやっていくのに、3月でふるさと納税の職員がやめていく状況について、質疑があり、答弁として局長の人件費については、これまでも自主財源である、道の駅マンボウの自動販売機の売上など、自主財源と観光協会の補助金で人件費を賄っている状況と聞いている。それから、ふるさと納税の部分につきましては、予算的には財政課の予算で、委託料を出しているもので、商工観光課から補助金をするという形ではございませんとの答弁でした。

観光協会への委託事業についての一覧表を配付いただきました。

次に、建設課関係所管分については、委員から、港湾施設整備事業負担金について、質疑がありました。江ノ浦大橋耐震化事業負担金について、28年度で終わるのか説明をとの質疑に、答弁として、江ノ浦大橋耐震化事業は、県が実施する事業です。全体的には、平成25年度から現在のところ、平成30年度を見込みとして6年間で、事業費10億円の規模の事業になると県に聞いております。

平成28年度予算については、橋脚巻き立てなどの工事事業費2億円に対して、負担率が5%、20分の1で、1,000万円の予算を計上しています。県の事業計画では、平成25年度から平成30年度を予定しており、来年度分としては橋脚巻き立て3基を予定しております。計画については、工事の進捗にあわせて期間がズレるかもしれないという返答を、県からもらっていますとの答弁でした。

また、委員から、町営住宅管理事業の工事請負費について、質疑がありました。解体後は空き地になると思いますが、新たに建設する予定はあるのか。それとも空き地として管理するのか。入居中で耐震化をすることができない物件であるが、政策空き家として認識している物件はどれぐらいあるのか。また、町営住宅全部に占める割合について質疑がありました。

答弁として、平成28年度予算の場合は、政策空き家の解体は5戸予定しています。政策空き家というのは、耐用年数も超えて耐震化が困難な住宅です。入居者が退去した後に、取壊す空き家を政策空き家としています。今後の予定としては、政策空き家の解体は、随時行っていく予定でおります。解体後に新規に住宅を建設する計画はもっておりません。政策空き家の要件に該当している住宅に入居している方もいます。募集はその入居者が退去しても行いません。現在のところ政策空き家として入居していない物件が34戸あります。

今後は入居しているところもありますので、退去後には耐震も無理なので、同様に壊していく予定です。

現在、政策空き家戸数34戸と回答させていただきましたが、当初予算編成時の平成27年11月末時点の数字で答弁させていただきます。町営住宅全体では303戸あり、38戸が政策空き家として空いていました。木造が全部で85戸あり、入居してないものが27戸、入居しているものが58戸あります。簡易耐火構造が入居していないものが11戸、入居しているものが13戸あり、計24戸になります。総戸数が303戸、政策空き家が38戸、要件に該当して入居中が71戸ですとの答弁でした。

また、委員から、入居されている方は、そのような物件に入居していることをわかって入居しているのですね。なぜかという、何かあった時には責任問題が出てくるので、入居している方々は、耐震状況について理解して入居しているのでしょうか。耐震されていないということで、今後、入居されないとしている住宅に入居させないとしている住居に入居している方もいます。もし地震等の災害が発生した時、問題が発生しないかどうかということが気になったので、入居者本人がそのことをわかって入居していることの確認が必要ではないかと。本人がそこに住み続けたいというので、そのことを理解した上でなら意味が違うのですが、そのことを知らないなら、後で問題が出てくると思うのですがという質疑があり、答弁として、昭和56年5月31日以前に建設された住宅というのは、耐震基準が変わったので、耐震診断の結果はどうかわかりませんが、整理してあります。政策空き家の要件に該当している住宅に住んでいる方に、政策空き家ではない住宅が空いた時には、移動する意思があるかのアンケートを行っています。

委員が指摘する、入居者の方がそのような物件に住んでいるかという認識については、通告したことはありません。委員、指摘のとおり本人の自覚のもと住んでいるのと、情報を知らなかったということはあると思います。現在のところ、木造耐震構造自体の基準が、昭和56年5月31日に変更となったことを知らない人がいると思います。そのことから、あえて入居者の方に耐震されていないことを周知したことはないなので、その点について、今後、勉強させていただきたいと思います。それと、逆に不安を煽ることになるかもしれませんので、その点も踏まえて勉強させてくださいとのことでした。

また、今回の工事請負費の中身は、政策空き家解体工事と公営住宅長寿命化修繕事業の汐ノ津呂団地屋上改修事業の232万円でありますので、637万3,000円が、平成28年度の政策空き家の解体費用ですとのことでした。

次に、危機管理課所管分については、質疑として、空き家等実態調査推進事業について、調査対象の地域写真撮影はどのように考えているのかと質疑がありました。答弁として、調査対象は紀北町全体で、事業内容については空き家を把握するという事で、どこにどのような空き家があるのか、地図におとす作業などデータベースを作成する予定ですが、その中で空き家の状況がわかるように写真もできれば撮っていききたいと思います。データベース化することにより、危険家屋については危機管理課、建設課、環境管理課で情報が共有できます。また、利用できる空き家については、企画課、商工観光課で、空き家バンクなどに利用できるのではないかと思いますとのことでした。

また、委員から、危機管理課の事業であるが、対象は、特定空き家だけでなく、紀北町全域の空き家の調査を行い、必要に応じて、写真撮影を行い、データベース化する費用が524万2,000円ということですのでよいかとの質疑があり、答弁として、先ほど説明した以外の作業として、調査を行った後、役場のほうで戸籍や税務関係の書類などにより所有者の特定を行い、所有者が特定できた空き家については、所有者に今後どのように家屋を管理していくのか、意向確認を行っていききたいと思いますとのことでした。

また、委員から、空き家等実態調査推進事業で、空き家の調査を行い、データベース化し、役場内で情報共有することはよいことだと思いますが、台風などの際に、危険家屋に該当するような特定空き家についても調査を行うのですかとの質疑があり、答弁として、今回はまず実態調査ということで、町内の空き家についての状況の調査を行います。その後、所有者が特定することができれば、所有者に対して空き家の管理についての意向を確認していききたいと思います。

また、実態調査で確認できた危険な空き家については、あくまでも個人所有の財産ですので、所有者と話し合いをしながら対応していききたいと思います。他の市町では、空き家の撤去などについて助成制度などを行っているところもありますが、実態調査の結果を踏まえて、空き家等対策プロジェクトチームで検討していききたいと思います。実態調査のほかに空き家のGISデータなどデータベース化するため、専門的な作業になりますので、基本的には空き家の把握、データベース化、意向確認までコンサルに委託を考えています。その後、データベース化が終わった後に、自治会の協力が必要になれば、個人別に協力をお願いしたいと考えていますとのことでした。

また、委員から、空き家等実態調査ですが、対象としている戸数はいくつ予定しているのですか。また、この調査委託は地元業者か、町外業者か、どちらを予定しているのです

か。1戸あたり4,000円、5,000円程度で調査ができるのですかとこの質疑があり、答弁として、調査委託については、GISデータなど専門的な作業が必要なことから、町の入札参加資格に登録のあるコンサルを予定しています。

調査件数については、水道を閉栓している戸数が約2,500戸ほどあると聞いていますが、その中には取り壊されて、既になくなった住宅も含まれていると聞いていますので、それらを除外すると1,000戸から2,000戸程度になり、また、平成25年住宅統計調査の数値（紀北町）では、家屋数約9,490戸、うち空き家、約1,810戸になりますので、調査対象としては約1,330戸程度が考えられます。

今後、調査を行う際には、1年に一度使っている住宅や3カ月に一度使っている住宅など、どこまで空き家を調査するのかなど、調査の要件を整理していきたいと思います。複数のコンサルに見積りを徴収して、予算を計上していますとのことでした。

また、委員から、空き家等実態調査にあたり、税務の固定資産や住民の戸籍データを使用することはできるのですかとこの質疑があり、答弁として、空き家対策特別措置法には、固定資産や戸籍のデータを活用するといったことも書かれていますので、所有者を把握するために、税務課など役場内で協力を依頼することはあると思いますが、委託業者に役場で保管しているデータを渡すことは、現時点では考えていませんとのことでした。

また、委員から、防災推進事業にあります紀北町耐震シェルター設置事業補助金140万円ですが、耐震シェルターで1基25万円、三重県型で1基40万円を上限としていますが、耐震シェルターと三重県型でどのように違うのですか、地元事業者などをお願いしてできるようなものなのですか。補助金は140万円しかないので、件数が上回った場合はどうするかとの質疑があり、答弁として、耐震シェルターと三重県型の違いについて、三重県型については、三重の木利用推進協議会が認定した三重県型耐震シェルター建築業者が、三重県の木を利用して設置するものが三重県型で、1基40万円の補助となります。

25万円の補助については、現在、三重県が対象としている13種類の耐震シェルターが対象となります。シェルターとしては1階の部屋の中に設置するものとなります。耐震シェルターについては、既製品もありますし、オーダーメイドでつくるものもあります。補助対象としては、県が対象としているものになりますので、町内業者では難しいところもあるのではないかと思います。

聞くだけではイメージがわからないという声があり、資料提出していただきました。補助金としては、耐震シェルター1基あたり上限を25万円として、4基分、100万円、三重県型

1基あたり上限を40万円として1基分、合わせて140万円の予算を計上していますが、2分の1は県の補助金を受けていますので、県の補助金申請の兼ね合いがあります。上回った場合は、三重県と相談して補正などにより対応していきたいと思いますが、補正が難しい場合は、来年度にさせていただく場合もあるかもしれませんし、町単独の補助になるかもしれません。現時点では、三重県と協議をしていきたいと思いますとの答弁でした。

また、委員から、耐震シェルター設置事業補助金の対象者は、本会議で65歳以上の世帯、または障害者手帳の1級から3級の方がいる世帯で、耐震診断を行った結果が6.7未満といていたが、6.7未満という数値は正しいのですかとこの質疑に、答弁として、耐震診断の結果は6.7未満ではなく、0.7未満の住宅が対象となります。また、対象者についても、三重県の補助要綱と同じにしたいと思いますので、65歳以上の世帯または障害者手帳の1級から3級の方がいる世帯を対象としています。平成28年度の三重県の補助要綱に合わせて考えていきたいと思いますとのことでした。

また、委員から、防災行政無線管理事業で、戸別受信機の150台の購入について、以前から戸別受信機の生産は終了していると聞いているので、在庫を購入すると思うが、これからも購入を続けるのですか。また、地元で放送する場合、一度の放送で複数の屋外子局に放送することはできないのですかとこの質疑があり、答弁として、戸別受信機ですが、既に生産を終了して数年経ちますが、現在は全国で在庫を探して購入をしています。

また、戸別受信機に変わってラジオなどでできないかなどと検討しましたが、業者の都合などにより難しい状況です。今後、平成33年までには、防災行政無線のデジタル化への移行を考えており、どのような方式がよいのか、現在、調査検討を始めているところです。

屋外子局の放送ですが、役場から一斉に屋外子局の放送ができますが、地区で放送をする場合は、地区の屋外子局の場所に行って放送をする必要があります。海山区のみ旧海山町時代に導入した自宅の電話を使い、屋外子局を放送するシステムがありますが、このシステム自体が古く、紀伊長島区では導入はできませんので、デジタル化と合わせて検討していきたいと思いますとの答弁でした。

また、委員から、戸別受信機の故障の原因が、乾電池の液漏れによる故障が多いので、防災訓練の時などに電池交換を促す啓発の必要があると思いますとの質疑があり、答弁として、乾電池の液漏れの対応については考えていく必要があると思います。広報や行政放送を通じて戸別受信機の電池交換の啓発をしていますが、今後は防災訓練などの機会も捉えて、啓発をしていきたいと思いますとのことでした。

また、委員から、常備消防費が前年に比べて8,570万3,000円減額しています。海山消防署を建設するのに減額予算なのですかとの質疑があり、答弁として、常備消防費については、4億9,518万4,000円計上していますが、三重紀北消防組合の平成28年度の予算額は、11億9,396万7,000円を予定しています。その中で、海山消防署移転建設関係の予算は3億2,142万7,000円を予算計上する予定です。

内訳は、建設工事3億円や、施工管理委託料などです。この中で、組合で起債を借りる額が2億5,350万円で、起債などで賄うことができず、紀北町の負担となるのが、6,792万7,000円になります。海山消防署移転建設にかかわる負担金は、当初予算ベースで、平成27年度は約1,600万円、平成28年度は約6,700万円です。

移転建設に係る負担金は約5,000万円増加していますが、平成27年度は消防救急デジタル無線整備で、約1億4,000万円の負担金がありましたので、それが、平成28年度は減額されています。その差額により減額予算となっていますとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願についての審査を行いました。事務局が請願書朗読の後、紹介議員への質疑が行われました。

紹介議員からは追加説明があり、追加説明としては、提出者の農民運動三重県連合会については、皆さんよくご存知だと思いますが、説明させていただきます。農民運動全国連合会という中央組織がございます。これは日本の農業組織、農業者で構成される中央組織の1つです。主に都道府県単位で加盟していきまして、それで三重県連合会となっています。この中央組織の主な目的、概要は農業と農家の利益を守る目的で、1989年1月に結成されました。日本の農業を守る立場から、減反や価格の引き下げ、米の輸入自由化に反対し、いろいろな運動をしてまいりました。

また、食料自給率の引き上げを求め、産地直送や直売の拡大といった流通業者を介しない販路の開拓なども行っている団体でございます。

それでは、TPPの請願の趣旨の追加説明をさせていただきます。

TPPは、今は12カ国が参加していますが、最初はニュージーランドやブルネイなど4カ国で始まり、2010年にはアメリカなどが参加して拡大交渉がスタートし、去年の秋まで5年がかりで交渉が続けられてきました。

日本は民主党政権時代に参加を検討、自民党は2012年の総選挙では反対でしたが、安倍

首相の政権復帰後は公約を捨て、交渉に参加してきました。TPPが日本経済と国民生活を破壊することは明らかです。安倍政権は協定の中身を隠したままで、TPPで実質GDP、国内総生産は約14兆円増え、労働供給は約80万人増えると試算していますが、農業への影響は過少や評価です。今日も国会の予算委員会の中で、このことについても説明、審査が行われていました。

アメリカのタフツ大学は、日本のGDPは0.1%落ち込み、雇用は7.4万人減るとの試算を発表しています。アメリカと日本がともに批准しなければ発効しません。危険なTPPを阻止するために日本の批准を中止させることが重要だと思います。

請願の国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこととされていますが、この国会決議とは、主なものを紹介させていただきます。

これは2013年4月にTPP交渉参加に関する衆参両院農林水産委員会の決議です。その中の主なものは、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味料などの農産物の重要品目については、引き続き再生産可能となる除外、または、再協議の対象とする。10年を超える段階的な関税撤廃も認めない。

残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の提示義務、種子の規制、輸入原材料の原産地表示など食の安全及び食料の安定生産を損なわないこと。国の主権を損なうようなISD条項には合意しない。農林水産物の重要5品目の聖域の確保を最優先し、これが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない。

交渉により収集した情報については、国に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅白い国民的議論を行うという国会決議を得ていますので、これに違反するTPPの批准は行わないこと。

以上、追加説明とさせていただきますとのことでした。

質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論はありませんでした。賛成討論として、請願に賛成の立場で討論します。今、紹介議員からも説明がありましたが、一番大きいものは、ISDの条項といわれていますけれども、これについては、多国籍企業が投資先の国の政策で、不利益を被ったと判断すれば、その政府を提訴できるというものです。アメリカの業界団体が、強く盛り込むように迫ったもので、提訴された場合、指定された仲裁機関が非公開で審議を行い、判定に不服があっても上訴することができません。1回限りです。しかも国だけではなく地方自治体の規制も、訴訟の対象になります。これは前にも説明させていただきましたが、2国間のいろいろな賠償問題などを独特な方

法で審議し、決まったことは守りなさいということになるので、非常に危険な条項だと思います。

また、アメリカでも各党の大統領候補者が選挙がされていますけども、この条項とは関係ないですが、かなり大統領に近い候補者もTPPに反対だというテレビなどでも報道がされています。こういう問題は、選挙が終わったら態度が変わるのではないかという心配もありますけども、実際、選挙戦でもTPPは反対だと、はっきり申し上げているような状況もあります。そういう意味で、この日本の農地を守って、また、1次産業である林業や農業、漁業も守っていくためにも、このTPPを批准するわけにはいきません。

最後になりますが、TPPを批准すれば、当然、日本の国の姿勢がはっきりするわけです。しかし、アメリカではまだまだ、1年近く先になろうかというような声も出ておりますように、日本がなぜこのように急ぐのかは、私は不思議でなりません。そういう意味ではこのTPPの合意は、やはり止めるべきです。

日本の産業を守っていくために、これは大事な項目だということで、私はこの請願に対して、賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わりますという討論でありました。

ほかに討論はなく、採決に入り、賛成少数、よって本案は不採択すべきものとして決定しました。

不採択の理由は、「願意の妥当性が認められないため」であります。

以上で、本委員会に付託された15案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

瀧本攻議長

ちょっと時間が中途半端になったんですけども、11時50分まで休憩します。

(午前 11時 37分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再会いたします。

(午前 11時 50分)

瀧本攻議長

それでは、教育民生常任委員長 入江康仁君の報告をお願いいたします。

入江康仁君。

入江康仁教育民生常任委員長

それでは、議長の許可をいただきまして、平成28年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月9日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例

議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例

議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算

議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算

の議案16件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、介護保険法の具体的な改正内容はどういうものですかという質疑に対しまして、今回の改正は、介護保険法第8条第16項の次に、地域密着型通所介護に関する項が1項加えられたことにより、その以降において、1項を繰り下がったためでありますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

この議案に対しては、本議会でも議論がありましたので、少し詳しく報告させていただきたいと思います。

質疑といたしまして、今までの使用料がいくらであったのかということと、新しいこの条例では、町長の気分次第で単価を変えることができるということですか。金額を上げたり、下げたりするのはいいと思うのですが、それを一覧表にする等にすれば条例を変える必要はないと思います。

「使用者は、使用許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。」のままでいいと思いますが、どうですか。これを新たに、「ただし、町長が特に必要と認めるときには、使用料を増額又は減額することができる。」ということを加えるわけですね。別にこんなことはしなくてもいいのではないかと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、区画にはAタイプ、Bタイプがありまして、Aタイプは1,655区画、Bタイプが410区画あります。Aタイプは、間口1.6m、奥行き1.2mの形状で、墓地面積1.92㎡です。Bタイプは、間口0.8m、奥行き1.2mの形状で、墓地面積0.96㎡です。使用料はAタイプが10万6,500円、Bタイプが5万3,500円です。

「ただし、町長が特に必要と認めるときは、使用料を増額又は減額することができる。」

と加えるということで、提案説明したかと思えます。今回の条例改正の趣旨は、形が小さいとか、いびつであるとかの不具合を緩和し、利用者にとって適正な価格に調整することを目的に、形状により10%の増額をする詳細な方法を規則で定めるため、条例から規則に委任する方法をもって提案させていただきました。

例えば、現在Aタイプの料金が、10万6,500円ですが、10%減額しますと9万5,800円、10%増額した場合が11万7,100円で、ほとんどが減額になり、おそらく増額はないものと思いますという答弁でございました。

瀧本攻議長

委員長、すいません。12時になりましたので、1時まで休憩に入ります。

ここで委員長の報告の途中でございますけども、1時まで昼食のため休憩をとります。

(午後 0時 00分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

教育民生常任委員長の入江議員の報告をお願いいたします。

入江康仁教育民生常任委員長

それでは、休憩前に引き続き報告させていただきます。

先ほど、Aタイプが1,655区画、Bタイプが410区画あるといたしましたが、いびつなということは、もっと小さいものがあるということですか。あるのであれば、A B C Dといったタイプが出てこないといけないのではないですか。AとBの大雑把に分けておきながら、実際にはいびつなものや、小さいものが存在するのはおかしくないですかという質疑に対しまして、いびつなというのは説明不足で申し訳ありません。形がきちり規格どおりになってい

ない形状の墓地があるということですのでという答弁でございました。

次に、先ほど課長は間口1.6m、0.8mのものがあると言いましたが、このほかの形状のもの以外のもがあるということですかという質疑に対しまして、長島墓地の成り立ちを説明します。昭和54年に長島墓地がつくられ、その後、平成15年に区画を増やしました。建設初期の墓地の拡張時には、現在の条例規定の規格どおりでない区画整備があるものと見受けられます。今後、改葬等によって墓地区画の返還も予想され、その墓地区画を再度利用許可する場合など、適正な使用料の金額に近づけたいという意図ですという答弁でございました。

ということは、墓地の測量をしたり、町長が現地へ足を運んだということですか。もしそうであるならば、通路に墓が建っているのを知っていますか。そういったものはいくらもらうのですか。そういったものを認めてしまうならば、みな通路に建ててしまいますよ。町長が区画の狭い、広いを把握しているなら、通路に墓があることを把握しているのではないですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、全ての区画の細かいところまでは環境管理課では把握していません。しかし、将来に向けて条例の規定と区画にあった適正な利用許可をしていくための前向きな方向で考えましたという答弁でございました。

次に、条例改正の内容は、今のやりとりで理解はできましたが、いつも腑に落ちないと思っ
ていることがあります。紀北町内では墓地の管理はほとんど区が管理しています。海山区
においては、相賀にしても、渡利にしても、引本にしてもそうです。なぜこだけ町が管理
しているのか、理由があれば説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまし
て、長島墓地は大正3年頃に、現在の墓地のJRの線路側から拡張工事が行われていまして、
最近では、墓地の西側に、昭和54年に337区画、平成15年に60区画を整備した記録を確認し
ています。旧紀伊長島町の条例が制定されたのが、昭和54年で、現行の町営長島墓地の形態
となったと考えられますという答弁でございました。

次に、経過はわかりました。合併して10年経ちましたが、合併時にこの墓地を区で管理す
る話は出ていなかったのですか。その当時、課長は環境管理課にはいなかったと思いますが、
課長の答弁でできる範囲で答えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、
合併当時に紀北町墓地使用条例を定め、紀北町に住所を有する方は、この墓地を使用できる
ということになっています。紀北町墓地使用条例施行規則によりますと、条例第5条 ただ
し書きの規定により、町長が特別な理由があると認めるときは、本町に本籍を有するもの
についても墓地を使用することができるとしていますという答弁でございました。

そうすると相賀に住んでいる方でも、ここの墓地が空いておれば使用することができるわ

けですねという質疑に対しまして、条例の規定どおり使用は可能でございますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、今後のこととなりますが、区で管理をしてもらってはどうか。町内のほかの地区はそれぞれ区で管理している中で、これからもここだけ町営のままですのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、ご指摘の点については、町長に伝えたいと思いますという答弁でございました。

次の質疑に対しまして、私は何㎡であれば、金額はいくらであるというような一覧表をつくって、金額をもらうのが公平性につながると思いますが、どうですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、使用料は条例の規定のとおりであり、調整機能を規則で定める手法で考えています。条例が認められた場合の紀北町墓地使用条例施行規則の改正案をご説明します。

使用料の増減は、第6条の2、条例第6条に規定する、町長が必要と認める使用料の増額又は減額は次の各号によるものとする。

第1号、墓地の正面間口に10パーセント以上の相違がある場合は、当該種別の使用料から10パーセントの増額又は減額するものとする。

第2号、墓地の面積に10パーセント以上の相違がある場合は、当該種別の使用料から10パーセントの増額又は減額するものとする。

第3号、前2号のほか、必要と認められる場合には、適切な増額又は減額をするものとする。

第2項、使用料の算定は、前項各号により計算した増額及び減額の合算額を、当該使用料から増額又は減額するものとする。この場合において、使用料の算定で100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。という内容で改正したいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、これは使用料ということになっていますが、他の地区では例えば1区画10万円とかで、墓地を買い取ることになっています。そして、その維持管理の費用はそれぞれの区費で賄ったり、墓地の管理のためにお金を集めて管理人を雇うなどして管理しています。管理費はその墓地を使う方の個人負担ということになるのですが、長島墓地の場合の維持管理費はどうなっていますかという質疑に対しまして、長島墓地は、最初にAタイプであれば10万6,500円、Bタイプであれば5万3,500円を納めていただきます。ご指摘の区のような墓守代といった維持管理の費用は、町営墓地ということで特にいただい

ませんという答弁でございました。

そうすると、この使用料というのは、1年であるとか、期間を定めて取るものであると思いますが、その辺りはどうなっているのか、わかりにくいので説明をお願いしますという質疑に対しまして、使用料は利用開始時にいただき、改葬によって墓地を返還する際には、お金の返還はありません。墓地の維持管理ですが、町営の墓地ということで、町予算によります。しかし、利用者は条例により「使用者は、常に使用墓地の清浄と尊厳維持に努めなければならない。」という義務が課せられていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑といたしまして、志子小学校の体育館、校舎、グラウンドを、今後どのように活用を図っていくのですか。その際の管理はどのようになるのでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、志子小学校の今後の活用につきましては、今後の活用を検討する会議を設けています。特に、体育館につきましては、現在、3団体の方が、週4日活用されていますので、社会体育施設として活用させていただくこととなりました。

ただ、校舎、グラウンドにつきましては、現在、利用方法が決まっていないので、今後も引き続いて検討していくことになっています。体育館につきましては、生涯学習課で管理いたしますが、その他の部分につきましては、学校教育課所管の行政財産から、4月1日より、普通財産に移行しますので、財政課が管理することとなりますという答弁でございました。

続いて、現在、週4日使用されている方は、夜だけですか。高齢者の方がたくさんみえる地域ですので、町営体育館として、気軽に無料で集えるような場所にしていく計画があるのかお伺いいたしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今では、学校がある昼間は使えませんが、今後、社会体育施設となりますので、昼間も使えるようになります。地域の方が、スポーツなどで活用していただくときは、1時間100円で使用していただくこととなります。高齢者の方の利用は、特に希望も伺っていませんが、そのようなお話があればご活用いただけたと思いますという答弁でございました。

次に、行政の方から、地域の方に、活用方法などいろいろな情報を示していただいて、まだまだ利用できる大切な施設ですので、ぜひ検討をお願いします。料金の1時間100円は、一人あたりですか、団体あたりですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、体育館の使用料金は1団体が利用するのに、1時間100円の設定になっています。今後の利活用につきましては、地域にお邪魔するような機会がありましたら、区長さんなどを通じて、お話をさせていただきたいと思っておりますという答弁でございました。

次に、志子小学校の活用検討会のメンバーは、住民の方も含めたメンバーなのか、教えてくださいという質疑に対しまして、役場組織内での研究会ですので、関連する課がメンバーになっており、財政課、学校教育課、生涯学習課、農林水産課などですという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての審査を行いました。質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

まずはじめに、住民課所管分については、質疑といたしまして、カードの手数料の委託料だけの増額ということですが、1月1日からの事業が始まりまして、実績としてはどれぐらいの方にカードを発行しましたか。また、新聞などによるといろんなシステムにトラブルがあると聞いていますが、紀北町ではシステム上のトラブルはあるのかどうか。そして、通知カードですが、12月議会ของときも、町で保管しているものもあるということでしたが、どれぐらい処理されていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、マイナンバーカードですが、2月29日時点での交付枚数は46枚です。紀北町は2月8日から交付を開始しました。

トラブルにつきましては、機械的なトラブルはないですが、通信がつながりにくいというトラブルが、全国的に発生しています。紀北町でもありまして、短いときは数分ですが、長いと30分以上、東京のセンターにアクセスできなくなります。1件ですが、お客様が来られて手続きを始めたが終わらないということで、お客様に一度帰っていただいて、次の日にもう一度来てもらった事例が実際ありました。

それから、通知カードですが、送付して、町に戻ってきた件数が947件でした。そのうち後から役場に取りに来られて、交付した枚数が623件です。差し引き324件が、現在、役場で保管している状況ですという答弁でございました。

次に、全国で集中するので、トラブルは1件あったということですが、全国的にも、1日に発行するのに枚数が限られているという情報もありまして、心配していましたが、紀北町の場合はそういうことですね。通知カードはまだ324件、預かっているそうですが、全員に通知することが最低限の義務だと思いますが、その方法をどのように考えていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、324件のうち判明しているのが、転出と死亡されている世帯が41世帯あります。それ以外の世帯の方はおそらく、通知カードの配達につきましては、受取人が必要ですので、そこにいらっしゃらないと、役場に戻ってきています。

それから、転送は国から郵便局に、だめだということになっていますので、普段、別のところに住んでいて転送をかけている方には届いていません。ですので、その方たちに一般文書で文書を送りました。普通文書なので転送がかかりますので、到着しているはずなのですが、300件弱の方が連絡のない状況です。今現在、介護情報や国保情報ですとか、そういったところから調べかけていますが、難航している状況ですという答弁でございました。

以上のとおり、住民課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、福祉保健課所管分について、質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書11ページ、障害者自立支援給付費負担金の891万1,000円の減額について説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、障害福祉サービスの主に、介護・訓練等給付で、当初予算で3億円以上の事業であり、少し余裕をもって編成しています。施設に入居希望の方が、結果として入所しなかったなど、実績見込みの中で、精査した結果の減額でありますという答弁でございました。

続いて、基準額が変わったのですかという質疑に対しまして、基準額自体は変更ありません。実績見込みの中で、精査した結果で、利用者が当初見込みよりは少なかった結果ですという答弁でございました。

次に、予算書14ページ、放課後児童対策事業費補助金が551万3,000円の減額、保育緊急確保事業費補助金が1,621万円の減額、地域子ども子育て支援交付金が733万7,000円の増額となっていますが、それぞれの予算計上の理由と、事業内容を説明してくださいという質疑に対しまして、放課後児童対策事業費補助金と保育緊急確保事業費補助金は、当初予算編成時は、この名称を使用していましたが、平成27年4月から、子ども・子育て支援法が施行され

てから、名称が変更になりましたので、組換えをさせていただきました。

また、放課後児童対策事業費補助金は、補助金で計上していましたが、補正予算において国3分の1、県3分の1、町3分の1の財源が組み換えたものです。保育緊急確保事業費補助金についても、名称と制度が変わったため、子育て支援センター事業については、これまで県補助金で事業をみていましたが、国3分の1、県3分の1、町3分の1に組み換えたものです。保育士処遇改善事業費補助金については、児童保育事業に組み込まれたことから、保育緊急確保事業費補助金を減額したものですという答弁でございました。

続きまして、放課後児童対策事業費補助金は名称が変わったということですが、新名称ではどういう事業内容なのか。保育緊急確保事業費補助金の中で、保育士に関する事業は何か説明してください。また、子ども・子育て支援新制度により、名称の変更があったと思うが、紀北町にとってどのような影響がありますかという質疑に対しまして、新制度による名称変更で、影響はありません。名称が変わったり、予算の組換えが発生したりしたものです。県費補助金が減額になっていますが、子ども・子育て支援交付金として国庫補助金で、放課後児童クラブや子育て支援センターの補助金が組み込まれました。県費補助金としては、新たに、地域子ども・子育て支援交付金として、予算が組み込まれたことになりすという答弁でございました。

以上で、福祉保健課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書33ページの浄化槽設置整備事業について、お聞きします。事業補助金を300万6,000円減額するというので、これは精算によるものだと思いますが、具体的に説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、浄化槽の新築、転換、単独槽撤去費がありますが、精算により、それぞれの基数が減りました。まず、新築は当初35基を予定していましたが、精算により29基でした。転換は20基のところ16基。単独槽撤去が5基のところ4基。配管費は転換と同じ基数ですという答弁でございました。

次に、この補助金で、全ての家庭の工事費に対する補助金が出るわけではないと思いますが、半分ぐらいは補助されるのでしょうか。予算を減額するのですから、住民のほうを利用しにくい部分があるのかと思いますので、その点をお聞きしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、新築、転換、単独槽撤去費、配管費のそれぞれ補助金の金額が異なっています。5人槽ですと、新築は16万8,000円、転換は33万2,000円です。補助率については、単独浄化槽からの転換が、補助率としては手厚くなっています。転換の33万2,000円に、配

管費の6万円と撤去費の9万円を加算されまして、事業費は一般的に120万円ほどかかることを考えますと、約40%の補助を受けることが可能な制度になっていますという答弁でございました。

次に、申請者にとって、補助金は足しにはなりますが、40%の補助率であるということならば、金額的にかなりの自己負担が必要です。工事が完了してから、補助金が申請者に対して、すぐに支払われるのか。あるいはかなりの日数がかかるのかどうか、その点についてお聞きしますという質疑に対しまして、環境管理課としては、申請者から実績報告と請求があり次第、1日でも早く支払いができるように心がけていますという答弁でございました。

以上のとおり、環境管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、学校教育課所管分について終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分については、質疑といたしまして、予算書51ページの特別天然記念物カモシカ食害対策事業に予算が計上されていますが、カモシカは見たことないのですが、いるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、生息しています。カモシカが現れたり、ケガをしたりすると、天然記念物で保護する必要がありますので、目撃情報が入ってきます。昨年度は、銚子川上流の魚飛溪などで2匹の目撃情報がありました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑といたしまして、歳入11ページで保険基盤安定繰入金、保険者支援分2,221万4,000円がありますが、構造的な問題を解決するのに、今年、支援分を増やしたということの紀北町の分に、これがあたるのですか。そして、基金積立金繰入金ですが、補正で2,700万円増えています。年度末で基金残高はいくらになりますかという質疑に対しまして、保険基盤安定繰入金の2,221万4,000円の増額ですが、これは国県負担金の決定によるものですが、先ほどおっしゃられた内容が含まれていると聞いています。

それから、基金積立金繰入金ですが、これについては財政調整基金という基金がありまして、それは予算を組むうえにおいて、各事業にあてる国保においての一般財源ということになりますので、調整によりこれだけ取り崩すのですが、その後の金額が3,431万4,000円、こ

れが平成27年度末の残高となりますという答弁でございました。

国からの2015年度の保険者支援分も含まれているということですが、その金額はわかりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回の補正額を加えた最終額3,927万2,871円ですという答弁でございました。

次に、歳出13ページ、保険財政共同安定化事業拠出金のマイナス1,878万2,000円ですが、平成27年度から全ての医療費が対象ということで、拡大されましたが、このマイナスは決算見込みという説明でしたが、マイナスとなるということは、どういう状況ですかという質疑に対しまして、これは国保連合会が計算して数字をいってくれるわけですが、事業実績見込みで、国保連合会で再計算して減額となったということですという答弁でございました。

昨年よりも医療費を削減できたというわけではないのですか。所得は関係ありますかという質疑に対しまして、これは事業費の伸びや減額で、国保連合会が試算してくれますが、医療費がそれほど伸びていないということになると思います。医療費自体は特に下がっているということではありませんが、全体的にということで所得とは特に関係ありませんという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑といたしまして、歳入に関して1件お聞きします。予算書6ページの居宅介護サービス費収入が、わずかですが増えています。その内訳を見ますと、保険者の収入は減って、利用者の収入は増えていますので、詳しく説明をお願いいたします。また、ショートステイ、特養の分も利用者の収入は増えています。保険者の収入は報酬が下がったために減ったのだと思いますが、利用者の人数は増えたのですか。

次に、歳出に関して、予算書7ページの嘱託職員の賃金で283万2,000円の減額になって、実績という説明でしたが、介護職員のほうが当初の予定よりも減ったのかどうかお伺いいたしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず予算書6ページの居宅介護サービス費収入について、保険者収入が減って、利用者収入が増えたということですが、これに

ついて保険者分は主に介護報酬の減額が影響となっています。利用者分は、当初低く見積もっていましたが、精査したところ増えていたということです。

施設介護サービス費収入についても、保険者収入については、介護報酬の減額が原因です。利用者収入については、先ほどと同じく、当初低く見積もっていましたが、精査したら多くなっていたということです。

予算書7ページの臨時職員の賃金について、19人分ですが、精査した結果、減額になりました。職員の退職後、補充できない期間があったり、手当関係を精査した結果、減額になりましたという答弁でございました。

次に、歳入についてはわかりました。嘱託職員についてですが、年間でみれば人数は変わらないということですが、毎日の事業をしている中で、年度途中で退職になり補充ができなかったということでしょうかという質疑に対しまして、介護職員の採用につきましては、民間でもかなり人材難で、募集しても集まらないという事例もお聞きします。赤羽寮も3年ぐらい前まででしたら、常に補充できていたのですが、近頃は人材を確保するのに難しい現状です。赤羽寮も努力をして、短時間の職員に入ってもらおう等、やりくりをして職員の確保をしています。当初に余裕をもって予算を組んでいて、精査した結果であり不都合ではありませんという答弁でございました。

次に、人数は確保されていると思いますが、その確保された方が、過剰な働き方になったのではないかという思いがあって質疑しました。そのことに対しては、どう認識していますかという質疑に対しまして、特養の場合、50人定員であれば、介護職員は17人在職しているという条件があります。その17人はクリアしていますという答弁でございました。

次に、先ほどの夜勤の件について、夜勤の仕事が大変という声があったのは事実です。それを受けて一般質問をした経緯があるのですが、なぜ夜勤が大変だという理由は、私にはわからないのですが、その辺は把握していますかという質疑に対しまして、夜勤というのは、老人施設、病院施設でも大変だと思います。職員のコンディションによって、大変なときもあると思いますが、翌日は休みをとってもらっているので、特に支障があるということはないと思いますという答弁でございました。

次に、夜間の職員は何人いますかという質疑に対しまして、基準がありまして、特養は2人となっています。養護は1人ですという答弁でありました。

入所者に対する職員数について、民間に比べて少ないということはないのですかという質疑に対しまして、民間のことは把握できていませんが、赤羽寮については、現在、特養の入

所者が45人で、5人欠員があります。民間も欠員があるところもありますが、定員に近い状態でフル稼働しているところも多いので、そういったところと比べると赤羽寮は多少余裕があると思います。

夜間オムツ交換について何回しているかわかりませんが、2名で多くの方の交換しているのが、負荷がかかっていると思います。仮にもう1名増やしても、予算的には変わらないのではないですか。そういった申立てはありますかという質疑に対しまして、特に私のところには話はきていませんが、来年度から正職の介護福祉士を採用します。正職を1名増やして、臨んでいくということで、今までより体制強化につなげていきたいと思いますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、課長までは話はきていないかもしれませんが、現場の職員の声は、私も聞いたことがあります。課長も大変さをわかってもらうことを要望し、賛成の意見とします。また、賛成討論といたしまして、介護福祉士を平成28年度より増やすということですので賛成討論といたしますという賛成討論がありました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

瀧本攻議長

委員長、休憩とりますか。

入江康仁教育民生常任委員長

いいですか、お願いします。

瀧本攻議長

ここで暫時休憩を行います。

2時までといたします。

(午後 1時 45分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再会いたします。

(午後 2時 00分)

瀧本攻議長

教育民生常任委員長、続けてどうぞお願いいたします。

入江康仁教育民生常任委員長

それでは、休憩前に引き続き報告させていただきます。

次に、議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査をはじめました。

はじめに住民課所管について質疑に入りまして、質疑といたしまして、予算書21ページ、国民健康保険基盤安定事業費負担金ですが、どういうものか詳しく説明してくださいという質疑に対しまして、国民健康保険基盤安定事業費負担金保険者支援分というのは、保険料の軽減となった一般被保険者に応じて、平均保険料の一定割合を、公費で補てんすることにより低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層の負担を軽減するという制度です。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担とするものですという答弁でございました。

次に、予算書42ページ、マイナンバーのことで。総合住民情報システム運営事業の5,070万1,000円の中に、マイナンバー関係が1,400万円含まれているという説明でありましたが、新年度から、マイナンバーを運営していくにあたり、人件費とか諸々の維持管理費は、どういうものがあって、いくらくらいになっていますかという質疑に対しまして、平成28年度のマイナンバーに関する予算ですが、総合住民情報システム内で、団体内統合宛名の業務テストという作業を行いますが、例えば国保や税などの、そこでいろんな個人情報をもっています。団体内というのは、紀北町役場のことで、統合の宛名、いわゆる個々の課でもっている宛名を統合して、紐付けるという機械的な作業を行うにあたりましては、972万円です。個人番号カードの交付に関しては、臨時職員を本庁と支所で計2名雇用しています。去年の

9月から3月分と4月から10月分の1年間、初期導入において、事務が繁雑になるであろうということで、期間限定で臨時職員を募集していて、平成28年度が10月までの半年分で261万円です。

それから、個人番号カードの交付事務に関する通信運搬費、いわゆる郵送料等で13万6,000円、通知カードや個人番号カードを紛失した場合の作成委託料、これは個人からいただきジェイリスに支払いますが、8万8,000円です。それから、通知カード、個人番号カードの作成委託料、これはジェイリスに支払う見込み分で136万7,000円で、合計1,392万1,000円が予算額ですという答弁でございました。

合計で1,392万1,000円、毎年これくらいの費用が、この制度の導入で必要ということなのでしょう。その中で、国からの補助はいくらなのかお尋ねしますという質疑で、答弁といたしましては、毎年、必要なのは交付事務の13万6,000円と紛失時の作成委託料8万8,000円、通知カード、個人番号カードの通常の作成委託料が136万7,000円で、これに対しまして、カード作成委託料136万7,000円については、全額国庫補助があります。それ以外の経費は、一般財源ですという答弁でございました。

67ページの子ども医療費のことで、今年も、去年と同じ中学校を卒業するまでは、入院・通院が無料ですが、中学校卒業から18歳年度末までは入院だけなのですが、全体の予算の額は、資料によると少なくなっています。その理由はどうしてですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、対象枠を広げた時の予算は、見込みで立てていましたが、それがある程度、運用されて決算額がわかってきましたので、それに見合う額で置かせていただきました。下げたのではなく、本来の額に近づいた数字ですという答弁でございました。

歳入にも、歳出にもありましたが、49ページの自衛官募集事業の印刷費1万4,000円です。歳入にも1万4,000円ありまして、今月号の広報にも、平成27年度予算の分が載っていると思いますが、これは国から依頼された自治事務ですか。断ることはできないのか。行政の判断も加わることができる予算なのかどうか教えてください。

必ずしなければならない法定なものをお尋ねしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、法定受託事務ですので、しなければならない事務になります。額につきましては、国のほうから提示がありますので、額の変動はその分ですという答弁でございました。

以前、質問させていただいた時に、自衛官募集については、新しく20歳になった方の名簿を、国から求められたら提示しているということでしたが、今もそうなっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、求めに応じて出していますという答弁でございま

した。

今の質問の関連ですが、法律上は求められた時に、どちらが優先するのですか。どういう法律によって守ることができるわけですか。法律によって国から言ってくるわけだし、法律によって、これを断るとか断らないとかあるわけですが、どの法律が優先するのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、自衛隊法の第97条というのがあります。第97条では、都道府県知事及び市町村長は政令に定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということで、この部分は法定受託事務です。自衛隊法施行令というのがあり、その第120条で防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告、また資料の提出を求めることができるということが、先ほどお答えさせていただいた条項ですという答弁でございました。

そうすると、最終的に町の判断で出すとか、出さないとか、そういうことで今まで出してきたということは、首長の判断によるということでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、その通りですという答弁でございました。

次にですね、いろんな税金の滞納のことで、県でつくっている回収機構に譲渡していますよね。それは当時、議会で議決されたけど、私は反対しました。その時に、岩手県と三重県だけでした。こういう市町村の債権を譲渡するという県は。その時に、担当課長は調べていました。このことも調べておくべきであると思うので、あとからでも調べて、出してください。絶対断っている市町はあると思いますという質疑に対しまして、はい、わかりましたという答弁でございました。

以上のとおり住民課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、福祉保健課所管分について、質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書67ページ、児童手当等支給事業、児童措置費に関する事業で、児童手当の支出の割合を説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、児童手当について、0歳から3歳未満の児童は、月額1万5,000円、年間延べ2,258人で、支給総額3,387万円、3歳以上小学校終了前の児童では、1万円の該当では、延べ8,155人で、支給総額8,155万円、3人目以降の児童は1万5,000円になりますが、延べ1,402人で、支給総額2,103万円、中学生は1万円となり、延べ4,482名で、支給総額は4,482万円、高額収入のある方は、特例給付として5,000円の支給になりますが、延べ459人で、支給総額229万5,000円です。年間延べの支給対象は1万6,756人で、支給総額は1億8,356万5,000円ですと

いう答弁でございました。

例えば町独自として、月額支給額を1万5,000円から2万円にすることは可能ですかという質疑に対して、この制度に基づいて実施している事業であるため、その制度どおり実施していますという答弁でございました。

次に、予算書58ページ、行旅死亡人等取扱い事業18万円の積算根拠はどのようなものですか。また、最近の実績はありますか。次に、予算書60ページ、じん臓機能障害者通院交通費補助事業260万4,000円の積算根拠を示してくださいという質疑で、答弁としては、行旅死亡人等取扱い事業は、三重県の負担金で賄われております。ここ数年の該当はありません。積算根拠は、県が実施する扶助費に基づいて算定しています。

じん臓機能障害者通院費補助事業については、59人で見積りしています。内訳は、バス、自家用車利用で5km以上20km未満が24名、20km以上が21名です。福祉有償運送、福祉タクシー利用の場合は、5km以上20km未満が9名、20km以上が5名で、合計59名ですという答弁でございました。

行旅死亡人等取扱い事業の費用は、遺体の預かりや火葬、埋葬にかかる費用と考えればよいのですかという質疑に対し、その通りですという答弁でございました。

次に、予算書59ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の1億3,128万7,000円の目的、支給対象者、給付金額、対象人数を説明してくださいという質疑に対し、国庫補助金10割の事業で、目的は高齢者世帯の年金も含めた、所得全体の底上げを図る観点から、低所得者の高齢者又は低所得の障害・遺族基金年金受給者に給付金を支給するものです。

2本立てになっていまして、まず低所得者の高齢者向けの年金生活等支援臨時福祉給付金ですが、基準日は平成27年1月1日現在で、紀北町に住民登録されている方が対象になります。昭和27年4月1日以前に生まれた方であって、住民税が非課税であり、課税者に扶養されていない方が該当になります。給付金額は3万円です。該当者は国の計算式に基づいて、3,685人です。低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金では、基準日が平成28年1月1日現在で、紀北町に住民登録をされている方で、住民税が非課税であり、課税者に扶養されていない方が該当になります。該当者は国の計算式に基づいて300人です。

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について、受け付けは5月から行い、6月に支給する予定です。低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、9月から受付を開始し、10月から支給する予定だという答弁でござい

ました。

今回の予算は、給付金以外に事務費が計上されているのですかという質疑に対しまして、給付金の総額は1億1,955万円で、残りの1,173万7,000円はシステム改修費で500万円、郵送費などで117万2,000円、コピー代や封筒印刷などで91万円のほかに、臨時職員を3名雇用するための282万6,000円などを計上していますという答弁でありました。

確認しますが、1億3,128万7,000円の内訳は、給付金が1億1,955万円で、臨時職員を雇用したり、電算システムを構築したり、事務処理費用等ですということですねという質疑に対しまして、その通りですという答弁でございました。

次に、予算書58ページ、紀北町社会福祉協議会助成事業が増額になっていますが、その内容はどのようなものですか。人権関係事業費で負担金が計上されていますが、この内容について説明してください。地域少子化対策強化事業の事業内容についても説明してくださいという質疑に対しまして、まず紀北町社会福祉協議会助成事業ですが、地域包括支援センターの人員費について、広域連合からの受託事業収入だけでは賄いきれないため、昨年度より1名分を町から助成しています。さらに、昨年秋から社会福祉士を社会福祉協議会で採用し、平成28年度からその分の助成を行います。

平成29年から始まる、新しい介護予防事業については、既に取り組みが始まっていますので、既存事業に支障がないよう増員したところで、地域包括支援センターの海山配属職員を2名から3名にいただいています。その関係もあって、補助金が増額しています。

人権関係事業は、昨年と同様の内容です。

地域少子化対策強化事業は、ポータルサイト「きほくファミラボ」の運営に関する事業費で、運用サポート、ウェブサーバ費用、アプリケーション保守費用で58万9,000円ですという答弁でありました。

次に、結婚、出産、子育ての情報をまとめたホームページを、どのように町民にお知らせしているのですかという質疑に対しまして、20代、30代の若い世代は、インターネットを非常に上手に活用して、情報を集めます。特に若い人向けに活用できるよう配信しています。中身は今後、充実していきますし、広報も行っていきたいと思いますという答弁でございました。

予算書59ページ、障害者総合支援センター設置事業959万5,000円と、障害者地域生活支援事業1,379万円の内容を説明してくださいという質疑に対しまして、障害者総合支援センター設置事業は、障害者の方、その保護者又は介護者に対する日常生活などの相談等に応じる

事業ですが、障害者総合支援センター結への助成金です。身体、知的、精神障害のほかに、療育障害児の保育も行っています。尾鷲市との人口割合に応じて負担金を負担するものです。

障害者地域生活支援事業は、主な事業で、障がい者の移動支援事業の利用見込みで、44名分、ストマ器具など日常生活用具の給付で508件を見込んでいますという答弁でございました。

予算書69ページ、地域保健共通事業の救急医療体制事業負担金を説明してください。救急へりは、この予算に含まれていますかという質疑に対しまして、救急医療体制事業負担金は一次救急医療事業で紀北医師会への紀北町の負担金が153万5,040円です。また、病院群輪番制病院運営事業で、尾鷲総合病院への紀北町の負担分が1,599万3,600円です。ドクターヘリ、救急へりは消防に移管されていますので、予算は計上していませんという答弁でございました。

以上のとおり福祉保健課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分について、審議に入りました。

質疑といたしまして、予算書71ページの墓地管理事業の中に、施設管理委託料として、132万円計上されていますが、これはどのような委託ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、長島墓地の清掃を委託してまして、1カ月あたり11万円の委託料で、12カ月分を計上していますという答弁でございました。

質疑といたしまして、金額はわかりましたが、どういった方に委託していますか。それと、紀北町当初予算説明会課別説明書の71ページにある事業補助金の説明に、墓地整備費補助金2箇所、139万2,000円とありますが、これはどういうものですかという質疑に対しまして、まず墓地の委託料についてお答えします。

これは個人の方に墓地の駐車場の管理、簡易水洗トイレの清掃を委託しています。もう1点の事業補助金については、来年度の墓地の改修事業に対する補助です。上里自治会と海野区から申し出を受け、2箇所分を予算計上していますという答弁でございました。

補正予算の審査の中でもありましたが、長島墓地以外の他の地区の墓地の維持管理費に対して、町が費用を負担していないわけですね。長島墓地特有の経費が予算として計上されています。町内全体の墓地の維持管理の状況を見て、公平性を保てるように、今後のあり方について考えていただくよう町長に伝えていただきたい。こういう特例的なものは、紀北町の一体化の醸成という中で考えると、なくしていくべきではないかと考えていますという質疑に対しまして、その旨、町長にお伝えしますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、予算書71ページの浄化槽設置整備事業についてお聞きします。本会議の説明では、90基の予定とのことでしたが、先ほどの平成27年度補正予算の実績に基づいて計上されたものと理解しますが、補助金額など制度の変更はありませんかという質疑に対しまして、基数については、昨年度と若干の差異はありますが、制度そのものについての変更はありませんという答弁でした。

次に、紀北町は下水道を考えていないと思いますので、この事業は大切な事業だと思います。県の補助もあると思いますが、もっとたくさんの方に補助制度を利用してもらえるよう条件を良くするなどの検討したのかお聞きしますという質疑に対しまして、三重県には毎年、補助率のアップなどをお願いしていますという答弁でございました。

予算書73ページのリサイクルセンター管理運営事業についてお聞きします。事業委託料がRDF処理等で5,682万2,000円計上されておりますが、処理委託料は平成28年度も上がっていますか。県の事業終了が平成32年度末までだったと思いますが、その後、変化はありませんかという質疑に対しまして、5,682万2,000円の事業委託料のうち、主なものは三重県企業庁へのRDF処理の委託料で、2,902万1,000円です。このトンあたりの単価は、平成14年度から年々上がってきており、全員協議会においても説明しましたが、平成28年度はトンあたり8,889円で積算しています。平成27年度はトンあたり8,244円で、平成29年度から平成32年度まで、1万4,145円に値上げされる予定です。平成32年度末の三重ごみ固形燃料発電所の事業終了に向けて、このような委託料の値上げがありますので、ご理解をお願いしますという答弁でございました。

次に、新聞で読んだのですが、尾鷲市長は施設を尾鷲市で建設したいと考えているとのことですが、紀北町長は施政方針の中では、具体的に述べていませんでした。尾鷲市へ建設するという方向で進んでいると理解してよろしいですかという質疑に対しまして、地方紙に載っていた内容によりますと、尾鷲市から各市町に対し、尾鷲市を建設候補地としたいという提案をしたいとのことですが、町としましては、その提案を踏まえてということになるかと思いますが、町としましては、その提案を踏まえてということになるかと思っておりますという答弁でございました。

次に、予算書73ページのごみ減量化推進事業について、お聞きします。生ごみ処理機購入助成金は、課別説明書の73ページをみますと、3万円が5基で、5,000円が6基ということですが、電動のものとコンポストと2種類の助成金であると思います。基数が少ないので、平成28年度の積算する時に、平成27年度の実績をみて決めたと思いますが、利用が進んでいると見込んで決めたのか、それとも前年と同じだけという考え方で積算したのか聞かせてく

ださいという質疑に対しまして、平成23年度の助成の実績は、電動生ごみ処理機が1基、コンポストが2基でした。平成24年度は電動生ごみ処理機は0基、コンポストが3基。平成25年度は電動生ごみ処理機は3基、コンポストが2基。平成26年度は、電動生ごみ処理機6基、コンポストが1基。平成27年度は、3月1日現在で、電動生ごみ処理機が7基、コンポストが1基で、少しずつではありますが、利用が進んでいますという答弁でございました。

現在のところの平成27年度の実績は、電動生ごみ処理機が7基、コンポストは1基であるのに、平成28年度予算では、電動生ごみ処理機を5基に減らしてあります。これはどうしてですかという質疑に対しまして、18万円の予算を計上していますが、町長はごみ減量に対する熱い思いがあり、予算を超えて申請がある見込みであるならば、議員の皆様にご理解いただいて、補正予算で増額を考えたいと聞いていますという答弁でございました。

次に、予算書73ページのごみ収集処理事業についてお聞きします。課別説明書の73ページを見ますと140万円の修繕料として、パッカー車一般・車検修繕の記載があります。パッカー車の車検を町が行うのは理解できますが、修理はどのあたりまで町が行うのですか。委託先の業者が起した事故による修理はどうかということについて教えてください。また、保険料14万2,000円については、自賠責保険他と記載されています。この「他」というのは、任意保険が含まれているのか聞かせてくださいという質疑に対しまして、車検の際の修繕は町で負担しますが、事故等による修理については、業者が加入している任意保険により業者が責任をもって修理することになっていますという答弁でありました。

次に、確認ですが、この修繕費は車検の際の修繕にかかる費用だけということですねという質疑に対しまして、その通りですという答弁でございました。

以上のとおり環境管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書102ページ、学校・家庭・地域の連携協力推進事業239万3,000円について、詳しい説明をお願いいたしますという質疑に対しまして、この事業は、地域住民の参画により学校教育活動を支援する仕組みで、学校地域支援本部をつくり、さまざまな学校支援活動を実施するというものです。

教育委員会事務局に配置して、各学校の要望に応じて、事業の調整を行うコーディネーターや支援サポーター等の謝金等です。事業の内容は、学校地域支援本部事業として、授業の支援、放課後や長期休業中の学習支援を行う学習支援サポーター、校庭の草刈り等学校の環境整備の支援を行う学校環境整備サポーター、調理実習補助、体育活動の補助等教育活動の

補助を行う学校教育活動サポーター等の事業を実施します。

また、地域未来塾事業として中学校の生徒を対象に、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生への学習支援を実施するものでございます。学習が遅れがちな中学生に対し、放課後や長期休業中に大学生や教員、OB等の協力を得て支援を行うものですという答弁でございました。

対象生徒をどのように募集するのかという質疑に対しまして、新規事業ですので、今定例会で予算を議決いただいたあと、校長会、教頭会で事業の趣旨を説明し、指導主事、コーディネーター等で打合せをし、より有効な支援ができるよう新年度早々に取り掛かりたいと思っていますという答弁でございました。

次に、予算書104ページの講師設置事業について、賃金で228万4,000円ということですが、県が雇用する講師と同額ですか。次に、予算書105ページの要保護及び準要保護児童就学援助事業です。この制度について、2月号の広報に掲載されておりました。生活保護費が下がっているようですが、今まで対象となる世帯を、生活保護の基準の1.5倍としています。これが下がることあるのですかという質疑に対しまして、講師設置事業につきましては、引本小学校を想定しています。引本小学校は平成27年度の1年生が0名でした。28年度新入生も0名の予測です。それで、3年生から6年生の4学年となります。3年生、4年生で1クラス、5年生、6年生で1クラスの複式学級となり、2学級編成となります。

この場合、教職員の配置が担任2名、校長のみで教頭がつかない状態になり、担任が研修に参加したり休むことができない状況になりますので、講師を配置し、授業支援をするものです。賃金ですが、通常の臨時職員より高い単価を設定しています。三重県教育委員会が設定している単価を参考に、時間単価2,500円で算出しています。

次に、要保護及び準要保護児童就学援助の対象世帯ですが、昨年と同様でこれまでの基準を下回ることなく支援していきますという答弁でございました。

三重県もこのような時間給2,700円、週20時間、年間44週という雇用形態でしているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、1週間に何時間雇用するという形態は三重県でもあります。これは町単の事業ですが、実情に応じて校長判断で、1日の勤務時間を変更することは可能ですが、最低でも週20時間は学校に配置できるように計上しましたという答弁でございました。

全国的に子どもの貧困率が6人に1人とされています。この制度を利用されている紀北町の比率はどうなっていますかという質疑に対しまして、就学援助を受ける率は、4月に申

請が出てきますので、予測値になりますが、小学校で17.7%、中学校で23.6%ですという答弁でございました。

先ほどの答弁の中で、引本小学校の1、2年生が0人ということでしたが、引本から相賀小学校や矢口小学校に行っている児童は何人いますか。今ほどこの学校へ行ってもいい制度になっているのですかという質疑に対しまして、指定校を変更する場合は、保護者のほうから教育委員会に理由を示したうえで、違う学校に通わせたいと申請をしていただきます。主な理由として、放課後、家に保護者がいないため、祖父母のいる地区の学校に通わせたい。その他にも中学校では部活動を理由に変更する場合があります。また、途中で違う学校区に転居するが引き続き転居前の学校への通学を希望する場合等もあります。それを教育委員会で判断し許可をしています。引本から相賀小学校へ行っている児童もいますという答弁でございました。

人数は何人ですかという質疑に対しまして、引本から他の学校へ指定校変更している児童は、平成28年度、合計7名の予定です。新1年生3名、新2年生2名、新3年生1名、新4年生1名ですという答弁でございました。

以上のおり学校教育課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分についての質疑を行いました。

質疑といたしまして、予算書110ページ、社会教育総務事業の使用料及び賃借料は、AEDのリース料になっていますが、町内各スポーツ施設、文化施設全てに整備されていますかという質疑に対しまして、主要な施設については、基本的には配置しています。ただし、東長島スポーツ公園などは、役場本庁舎にありますので、隣接した施設に配置してある施設については、置いていないところもありますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、海山グラウンドは、三重交通海山事務所においてであると聞きましたが、建物を取り壊して、小さい営業所になりましたが、そこに移したのですかという質疑に対しまして、新しい事務所に置いてもらっていますという答弁でございました。

予算書111ページの公民館費は、どのような事業のため計上しているのですか。公民館講座は変更ありませんかという質疑に対しまして、公民館費の予算ですが、公民館の管理運営に要する経費を計上していますので、建物、設備、備品を適切に管理、維持していく部分と、運営の部分で公民館の自主事業として、開催する公民館講座に要する経費も計上しています。公民館講座の数ですが、現在、来年度の公民館講座の計画をしているところですが、講座数に大きな増減はありませんという答弁でございました。

続いて、公民館講座の計画はいつ頃できますかという質疑に対しまして、公民館講座は例年広報きほく4月号に折り込みしまして、4月中に募集し、5月から開始としています。3月末に印刷を終了し、広報に折り込む予定ですという答弁でございました。

続いて、収入で予算書23ページに放課後子ども教室推進事業費補助金129万1,000円、それから、26ページにまったく同じ項目の129万1,000円がありますが、どういうことですかという質疑に対しまして、この放課後子ども教室推進事業費補助金は、放課後子ども教室のいきいき子ども学園という教室を設置して、水曜日と土曜日に小学生の子どもたちを集めて、いろいろな体験をしてもらう講座を開催しています。その事業に対する補助金で、国から3分の1、県から3分の1、補助金をいただいております。23ページは国からの補助金、26ページは県からの補助金ですという答弁でございました。

予算書114ページの健康づくり推進事業266万円の中で、健康フェスティバル実行委員会補助金が160万円とありますが、健康フェスティバル実行委員会とは、どのような実行委員会で、どのようなメンバーで、どのようなことをするのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、健康フェスティバルは来年度健康づくりを進めるために、新たに企画しているイベントです。60歳以上の方を主な対象に行う計画をしています。実施につきましては、町が単独で行うのではなく、関係する団体の方々に参画していただき、進めていこうと考えています。

瀧本攻議長

委員長、ここでちょっと休憩、3時5分まで休憩といたします。

(午後 2時 49分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再会いたします。

(午後 3時 05分)

瀧本攻議長

教育民生常任委員長 入江康仁君、どうぞ。

入江康仁教育民生常任委員長

それでは、休憩前に引き続き報告させていただきます。

参画団体としては、社会福祉協議会、健康づくり推進委員、スポーツ推進委員を予定しています。町でも生涯学習課だけでなく、関係課として、福祉保健課、住民課が協力して進めていく計画でありますという答弁でございました。

質疑といたしまして、160万円かけて新規事業で健康増進を目的として、健康フェスティバルを開催するということによろしいですかという質疑に対しまして、そのとおりです。内容といたしましては、体力測定、身体測定、健康相談、健康講座、教室の紹介、パネル展示などを行い、少しでも健康に対する意識を高めてもらったり、知識を高める目的で参加してもらえたと考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、予算書110ページ成人式執行事業50万1,000円ですが、新成人への記念品の予算が少ないのではないかと思います。検討されていますか。また、成人式は成人の日の前日に開催が決まっているのでしょうか。ここ数年、海山区では同日にお宮さんの祭りがあるのですが、地域の力が弱くなっており、祭りを運営するのが大変な状況があります。祭りや成人式が重なるので、祭りの役員をされる方と、成人式のお子さんがおられる親御さんが重なっているため、成人を喜ぶ日に、一方では祭りの世話人をしていけない状況がありまして、海山町の時は違う日に開催していただいたのですが、開催日の検討はできませんかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず記念品ですか、予算が1人あたり1,000円で、その中で少しでも良いものと検討しています。少し前までは1,000円の図書カードでしたが、少し味気ないということで、いろいろ検討した結果、今は記念のタオルをお渡ししています。近隣市町にもお聞きしましたが、限られた予算の中で、いろいろと試されてましたが、その中で反応がよかったのが、タオルだったとのことで、ここ2年はタオルにしています。

私どもも何か良いものはないかと考えており、最近では新成人にアンケートをとっていただき、その中で記念品についても聞いていますが、アンケートの中では良かったという答えが多いということと、特にほかのものが良いということがないことから、タオルにしています。何か予算内で良いものがあれば、教えていただきたいと思っております。

日程につきましては、合併当時から開催日について議論して、今の日程に落ち着きました。紀伊長島町は4日か5日に開催しています。海山町は別の日程でしたが、お互いにど

ちらかの日程に合わせることはできませんでしたので、試行錯誤を繰り返しながら、少し前より成人の日を含む3連休の日程になりました。最初は連休の最終日でしたが、子どもたちは成人式が終わった後に、ほとんど同窓会を開催していますので、最終日では遠くから来る子は、同窓会に参加できないということで、三連休の真ん中の日に開催していますという答弁でございました。

次に、予算書116ページの社会体育施設整備事業で、健康増進施設は、今年度の大きな事業ですが、設計監理委託料611万4,000円は、設計と設計監理は違うのでしょうか。また、工事請負費4億9,849万8,000円は、今年度はいつ頃からどこまで進めていく予定なのか、お願いしますという質問に対しまして、答弁といたしまして、監理委託料ですが、平成27年度に設計してしまして、平成28年度はその設計に基づいて、工事をしていきますが、その施工管理していただくのが、来年度の業務です。工事につきましては、8月頃、発注になるのではないかと考えています。8月から平成29年の9月頃まで、現時点では想定していますという答弁でございました。

設計して工事を監理するとのことですが、どのようなところに委託して管理するのでしょうか。工事は8月から進めたいとのことですが、それまでは入札などの業務がかかるのでしょうか。工事は約1年で終わるのでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、施工監理につきましては、最終的には建設課の監督員が見るところになりますが、それまでは施工監理として、細かいところは建築設計業者に委託します。通常であれば、今年度、設計を委託している東畑建築事務所に、施工監理をお願いすることになると思います。

工事を8月から開始ということですが、これほどの大きな工事を発注するためには、今年度、完成する設計に基づいて発注するために、施工伺を、町で作成することになります。施工伺ができた段階で、入札審査会で発注形態、発注方法などを検討して、実際に入札手続きに入っていく期間がありますので、4月から準備を進めたとしても、実際に、契約して工事を開始するのは、早くても8月ぐらいになるスケジュールですという答弁でございました。

実際に完成するのは9月ですか。利用者が利用を開始できるのは、何月ぐらいですかという質疑に対しましては、そこまで詳しく決定していませんが、先ほど申し上げたように、工期は14カ月を予定していて、これはあくまでも建物の工事が完成する時期です。その後、備品の設置や実際に営業を開始するまでの準備期間も必要ですので、建物完成後、直ぐに

利用開始できるものではありません。せっかく作る施設ですので、できるだけ早く利用開始できるようにしたいと思いますという答弁でございました。

次に、予算書110ページ、生涯学習振興事業で、児童合唱団講師謝礼24万円となっておりますが、活動内容はわかりますかと。答弁といたしまして、児童合唱団は、海山公民館で開催してまして、水曜日の15時から1時間程度、練習しています。基本的には毎週活動していますという答弁でございました。

質疑といたしまして、銀の鈴というサークルが、ホールを使用しているそうですが、かなり使用料が高いと聞いていますので、いくらか知りたいのですという質疑に対しまして、公民館条例に、使用料をそれぞれ規定していて、それに基づいて収めていただいています。が、例外もございまして、公民館講座から発生したサークル活動などについては、正規の料金より安い年間料金で利用いただいています。

銀の鈴につきましては、手元に資料がありませんが、年間数千円の使用料でご利用いただいていますので、通常よりかなり安い金額ですという答弁でございました。

次に、海山区公民館管理運営事業で、海山区の公民館主事の報酬は、何名ですかという質疑に対しまして、海山区の公民館主事については、海山区公民館管理運営事業費の中には含まれていません。総務費に計上していますという答弁でございました。

以上で、生涯学習課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、水道課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、水道料金の値上がりがあるかどうか、お伺いします。答弁といたしまして、今のところ水道料金の値上げは考えていませんという答弁でございました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、健康施設など大切な予算もたくさんありましたが、今回、消費税が8%に値上げされたことにより、紀北町へも、財源は消費税であります。が、1億3,000万円の財源が国からありました。その中で、国は上がった部分は全て社会保障の充実に使うとっており、また、紀北町におきましても、充実に全て使われているのかどうか、検証いたしました。

新規の事業も13%ありましたが、一般財源で行っていたことを、この消費税に充てた部分もたくさんあり、今回、保育園の保育料や給食費の無料化の前進の部分もありましたが、子育て支援、少子化対策についても、この消費税増税分を全部使えば、より充実した施策が実現したと思います。

また、人件費につきましても、人事院勧告により職員は上がり、管理者の方も上がりま

した。ただ、合併前から勤めておられました嘱託職員の方だけ、人件費が下がる予算でございます。これは、許すことができません。そして、自衛隊の経費1万4,000円、同和教育は必要ないと思いますが、その予算もありました。それらを考え反対いたしますという反対討論がございました。

また、賛成討論はありませんでした。

以上で、討論を終了し、採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。

質疑といたしまして、予算書21ページですが、一般被保険者療養給付費16億2,003万3,000円ですが、この中に含まれているかどうか確認なのですが、県下で医療費がいつもトップとか最下位とか言われていますが、この予算ですか。それと、平成27年度は、何番目か、一人あたりいくら医療費がかかっているのかわかればお願いしますとの質疑に対しまして、答弁といたしまして、この予算について申しますと、実績等から見込んだ額で予算を立てています。ただ、これで納まるかどうかにつきましてはわかりません。順位についてですが、一人あたり医療費につきましては、順位は平成25年度分までは確定しています。平成23年度が2位、平成24年度が1位、平成25年度が1位、平成26年度は速報値ですが、1位であろうと言われていています。平成27年度につきましては、まだ途中ですが、今のところ減るような見込みはありませんので、1位ではないだろうかと思えますという答弁でございました。

分析や調査というのは、もっと前からやるべきだったと思います。今、言われている「ちょい減らしプラステン」やウォーキングとか、がん検診とか、いろいろな対策をしていると思います。それをやっても、これだけ医療費が高いということですので、もっと早くから原因をつかむべきだったと思います。今後、徹底的に分析して調べてくださいという質疑に対しまして、医療費の高い原因として、今の段階で少し思われるのは、病気が多いのではなくて、病院に行く回数が多いのではないかとということがあります。その辺りも含めまして、調べさせていただこうと思えますという答弁でございました。

病院に行く回数が多いとのことですか、デイサービスという制度ができる前ですと、けっこう各町の医院は高齢者の人で、今日は見てないというと、調子が悪いので病院に来ていないというような笑い話のようなことが以前はありましたが、今は、高齢者はデイサー

ビスなどを利用しているの、町医者結構あいています。多い医院もあるようですが、家の近所の医院も患者さんが少ない、なのに医療費が高い。課長は回数が多いと言われましたが、その辺はどうですかという質疑に対しまして、1つの病院の回数が多いというわけではありません。私が申し上げたのは、例えば、かかりつけ医に行って、尾鷲総合病院に行って、その後、松阪や伊勢の大きな病院に行く。そのようなケースもありますし、セカンドオピニオンなども最近いわれますが、昔はあまりそういう言葉はなかったと思います。

そういうことで、1つの病気でも、いろんな病院をより良い医療医師を求めて行かれる方もいますので、それが医療費の高い原因の全てとは申しませんが、その辺りも原因ではないかということ、今回、分析したいと思いますという答弁でございました。

次に、課長の認識不足だと思います。私は、この質問を何度もさせてもらったことがあります。途中でやめました。その理由は、高医療指定を受けていますよね。そこから脱却する意味で、県から聞いた話では、生活習慣病が多いということでした。下水整備はされていない。ほかにも原因があったのですが、当町でそれを調べてみますと、平成15年の何月かの議会で質問しました。

重複医療のことも問題だということが、その後、調査した結果、重複医療は考えていたほどはありませんでしたと結果報告を受けました。2度目の時にこう言われました。合併した後だと思いますが、海山だとクリーンクリーンデーがあります。長島は途中でやめました。だから、下水整備をちゃんとしておかないといけないのではないか。1課だけの問題ではなく各課でいろんな病気に対する対策を考えてくださいと、何度も言いました。

そして、その中で調査した結果、当町は精神疾患の患者が多い。長期入院しているので、医療費が上がるのだといったので、これはその方々に失礼なので、この質問は一切やめました。高医療指定を脱却する努力しなさいということ、そういう調査結果で、執行部はこの質問を逃げたのです。議事録に載っていると思います。また、私の知っている人も何人かいます。私はそうではなくて、下水整備をされていない、大王町にも下水整備されたのを議会で見に行った、当初、昔の東町長の時に下水整備をしようとした時に、個人の負担金が1日あたり牛乳1本分かかるとかの話で、その負担金がいやでやめたのが、西長島でした。

その後、三浦も電源立地の予算で下水整備をしませんかと、町長が言いましたが、断りました。隣の宮川村当時、宮川ルネッサンスということで、全部下水整備をしています。

1軒たりとも汲み取り式はありません。水洗便所にしています。それだけ、生活習慣病が多いというのが、当町という結果が出ています。いまさら調査というのはおかしいと思いますが、再度、掘り下げて調査をするということですか。今、私が言ったことは、ご存知ですか。

課長はその当時、課長ではなかったのですが、知らないかもしれませんが、そのように答弁しました。調査した結果、こうでしたと議会で報告していますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委員のおっしゃるデータが何年前のかわかりませんが、最近こちらが目にしてるデータでは、平成26年度は、紀北町の病名での1位ががん、2位が透析等の循環器系、3位が精神障害というふうに聞いていますという答弁でありました。

次に、今の事業委託料によく似た部分ですが、再三再四、一般質問で指摘したことなのですが、検診の受診率を上げるために、いろんな施策をなさいと言いました。がん検診を受けることによって、こういう意味があると。それから、長野県に視察に行って、みんなやっていこうというグループを作ってはどうかと再三指摘していました。

このような予算化はされていないのですかという質疑に対しまして、がん検診につきましては、福祉保健課の担当となりますという答弁でありました。

次に、歳入予算8ページ、国民健康保険料ですが、説明の中で、平成27年度と保険料率は同じというお話がありましたが、全体の予算では、約1,800万円減っています。人口や世帯に変化があったのか。また、平均保険料は国保は構造的な問題で、所得に占める保険料の割合が紀北町でも、一般質問で聞き、9.1%でした。その辺りは変わらないのか。

そして、収納率は94%をあげていますが、これも変わらないのかどうか。

もう1点、歳入の14ページ、一般会計から法定繰入金の前年度比較として、2,983万5,000円の増、保険基盤安定繰入金保険料軽減分も、補正予算では12月に国の軽減分が入ったということですので、今回は当初予算にあげておられる金額なのかどうか、増えている原因もお伺いします。

次に、歳出の予算書31ページ、国民健康保険事業ですが、医療費分析をするについては遅かった部分があると思います。どういう専門家に、どういう方法で委託をされるのですか。

もう1点、脳ドックの予算が増えたという説明がありましたが、おそらく要望があっただけで増えたと思いますが、詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、まず答弁といたしまして、まず、国保加入者の増減ですが、2月末時点の前年対比では、平成28年2月

29日現在で、国保加入者は5,022人、対しまして、昨年の2月28日現在では5,256人で、234人減少しています。

保険料の積算ですが、実績見込みで減額させていただいていますが、その中身は平成25年度と平成26年度の徴収実績と当該年度の伸びの2カ年の平均を、平成27年度の10月末の実績と比較して、それに乗じて調定見込額を推計して、過去2カ年の平均収納率を乗じて収入額を見込んでいます。

1人あたり保険料ですが、平成21年度では8万1,000円だったのですが、そこから平成26年度では7万8,000円になっています。県内では、平成26年度で23番目の金額になっています。

予算書14ページの繰入の部分ですが、保険基盤安定等につきましては、年度繰入決定額を見込んで、その額で予算化させていただいています。

データ分析についてですが、国保連合会から見積りをいただきまして、どこに依頼するというわけではありませんが、内容としましては、現状の把握・分析、ハイリスクの分析、その他分析ということで、現状分析につきましては、医療費統計分析による疾病の傾向の把握、それから重複・頻回受診者に関する分析、薬剤の過剰処方がないかどうか。

ハイリスクの分析としては、生活習慣病のリスク分類による状況の把握、その他の分析としまして、各種検診・健康診査等の受診状況や、効果の分析をしていくということで、国保連合会に相談しまして、国保連合会からこれぐらいの費用でできるのではということで、どこにしてもらうかについては、年度が始まりましたら、国保連合会と相談の上、決めていきたいと思っています。

次に、脳ドックですが、これも予算書31ページの国民健康保険事業に入っています。脳ドックにつきましては、平成26年度は80名定員で予算を組んでいました。それに対して、133の方が応募されました。平成27年度も80人の定員に対しまして、144の方が応募されました。それで、今回、80人の定員を100人に20人増やさせていただいていますという答弁でございました。

次に、脳ドックのことで、今年、申し込んだらだめだった、受けられなかった町民の方がいました。受付については、優先順位、例えば去年受けられなかった人が、優先して次回受けられるなどのように、順序はどうされていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、脳ドックは基本的に3年に1回という基準で行っていますので、1回受けられたら申し込まれても、向こう2年間は受けられません。

条件は35歳以上、75歳未満の方、国民健康保険の加入期間が1年以上の方、過年度分の保険料に滞納がない世帯の方、それから、過去2年間で受診されていない方の中から、80人を上回る方がいらっしゃいましたので、住民課で抽選させていただきましたという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、申し込みはいつまでに申し込まなければいけなかったということ、応募は定員を超えた場合は抽選になるのですか。また、今年度ではずれた方は、3年に1回ということですので、3年待たないといけないのですかという質疑に対しまして、今年の募集予定は、まだ立てていませんが、平成27年度ですと、6月広報に掲載し、応募期限が6月30日必着で応募をしました。しかし、今回は、定員が増えましたので、それを尾鷲総合病院と相談しまして、少し早まる可能性もあります。また、定員オーバーをしましたので、昨年、申し込んでだめだった方で、再度申し込まれた方を優先させていただきましたという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、今、町民は大変苦しい。消費税が上がり、所得が伸びない。年金が上がらないというところで、苦しい生活を送っています。所得に占める保険料の割合も9.1%という、10%に近い保険料を払っています。先ほど、28年度の平均保険料についても料率は同じけども、平均保険料はたぶん下がっているのだろうけれども、定かではない。そういうお答えでした。町民にとって、平均保険料がどうなのかという試算も定かでなく、積立基金や国の制度なども利用して、少しでも保険料を下げるということが可能だと思い、今回のこの予算には反対しますという反対討論がございました。賛成はありませんでした。

以上で、討論を終了し、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行いました。

質疑はなく、討論に入り、反対討論として、後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度は、国保とか健保とか、そういう保険に加入させたままで、医療を保障するものですが、後期高齢者医療制度は後期の高齢者を、ほかの医療保険から完全に引き離したものです。そして、当然、高齢者になれば給付費が上がり、この地方においても、特に75歳以上の人口が増えていますが、高齢者のこれらの要件が全て高齢者の保険料に跳ね返ります。そして、何よりも後期高齢者が受ける医療を差別診療の仕組みです。国民健康保険料

で、受けていられた医療も、後期高齢者になれば受けることができない。そういうことも今までずっと組み入れた、この制度であります。ですので、今回も後期高齢者医療制度の議案に反対しますという反対討論でございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、討論を終了し、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された16案件についての審査の経過と結果報告を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について、質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町行政不服審査会条例について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算についての総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長の報告に対する質疑は終了しました。

次に、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第7号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長の報告に対する質疑は終了しました。

瀧本攻議長

ここで、4時5分まで休憩といたします。

(午後 3時 50分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、これより議会を再開いたします。

(午後 4時 05分)

日程第3

瀧本攻議長

これより、各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第4号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 議案第5号 紀北町行政不服審査会条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第5号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第6号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第7号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

瀧本攻議長

次に、日程第 7 議案第 8 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 7 議案第 8 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第 9 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決に入ります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告とおり可決することに決定しました。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例につきまして、ちょっと意見を添えて賛成討論とさせていただきます。

委員会でこの文面を、書面を読ませていただきました時には、ちょっとこれはまずいなど、このように受け取りました。やはりこの墓地というのは、平等でなければならない。面積また場所等に依じての細かい価格を決めれば、何も町長にそこまで、何ていいまいか、必要と認める時には、値段を上げたり下げたりできるんだと、こういうことはしなくていいんじゃないかって、こういうことも申し上げたんですが、ただ、今回、町長のお考えになられておるのは、新しく造成された墓地等であれば、価格設定も非常に可能であると。ただ、今現在、使用されてない墓地を、これからもっともっと使用していくために、こういう一区切り、一柵、面積だけでは決めることはできないんだと、このようなお考えをお伺いしまして、私は賛成させていただくわけですけども、ただし、いつまでもこのような文面が残ってしまいますと、町長のようなお考えの方が、次の町長になられた場合はよろしいですけども、この文面だけとってしまえば、こういった間違っただけの捉え方をされる首長も出てくるや

もしもありませんので、今現在の町長がお考えになっておる方向性が、しっかりととれたならば、この文面を将来にわたって、また改めることをお願いして、この賛成討論とさせていただきます。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第16号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第17号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第18号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第19号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19

瀧本攻議長

次に、日程第19 議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第20号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20

瀧本攻議長

次に、日程第20 議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第21号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21

瀧本攻議長

次に、日程第21 議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第21 議案第22号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手

をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22

瀧本攻議長

次に、日程第22 議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第23号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23

瀧本攻議長

次に、日程第23 議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

まず、討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第23 議案第24号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（ 全 員 挙 手 ）

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24

瀧本攻議長

次に、日程第24 議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第24 議案第25号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25

瀧本攻議長

次に、日程第25 議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第25 議案第26号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26

瀧本攻議長

次に、日程第26 議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算の反対討論を行います。

国は、日本の景気について穏やかな回復基調が続いているとっていますが、少子高齢化が進むこの紀北町民には、その実感が得られません。年金は実質的には下がり、給料は上がらない、その上、消費税が昨年から上がり、物価高もあり、暮らしが大変です。国は消費税の増税分は全て社会保障の充実に使うとっていますが、実態は、実質的に年金がさがり、そこから天引きされる介護保険料は上がり、国保の70歳からの医療費の負担も1割から2割に引き上げられるなど、負担は増えるばかりです。

当町においても、消費税の地方分も0.7%増えましたが、新規の事業は13%です。一方で、町独自で他市町よりも優れた事業を実施しております。他市町に先じて行い継続することで、町民の生活になくてはならないものとなっている事業もたくさんあります。

子どもの医療費、就学援助の準要保護の率、予防接種、健診の無料化など、また、本年度は第3子の保育料と給食費の無料化など、たくさんの前進面がありました。これらの事業がさらに発展することを強く望みます。

次に、介護保険は、医療介護総合法で、本来の介護保険から要支援の方が、新総合事業へと丸なげされます。現行の要支援1、2の方への介護予防サービスは、市町の地域支援事業に移行し、保険給付から外されるとして位置づけられており、大きな問題となっております。当町でも、研修会なども実施されておりますが、地域の負担が増えるのではないかとということもあります。

また、現行のサービスの利用の保障も確かなものではありません。国の政策にのっていき、あるいは国の動向を見守るのではなく、総合的な観点で計画、実施していくこと。町独自の政策として町民サービスの向上の原理を追求していくことを望みます。

人件費では、給料が少しでも上がれば、働く意欲があがり、町民サービスに結びつきますが、合併前から勤める嘱託職員の給料だけが、元々高かったからという理由で引き下げられたのは残念です。庁内の調整が図れません。

交流人口などで、人口を増やす政策も大切な事業ですが、町民がこの町に住んで幸せだと思うことが、まずは一番大切なことだと思います。そして、それが人口増につながると思います。町民が主人公の町へ、さらなる発展を求め、私の討論といたします。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございますか。

5番 太田哲生君。

5番 太田哲生議員

5番 太田哲生。議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算につきまして、賛成討論を行います。

平成28年度紀北町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ98億5,390万円でございます。平成27年度に比較しまして、5.6%増加しております。財政課からいただいた資料によりますと、予算における性質別経費の状況は、平成27年度一般会計予算に比較しまして、人件費、扶助費、公債費など義務的経費において、1.3%減少しております。この理由は人件費、公債費の減少であります。一方では、福祉事業に要する扶助費は増加しております。人件費の減少は職員の努力によるものと考えております。

義務的経費を減少させることは、財政的に非常に難しいことでもあります。義務的経費が多くなると、財政が硬直化し、何もできない町行政となる可能性があります。そして、投資的経費につきましては、51.6%増加しております。これは健康増進施設の建設などによる普通建設事業の増加であります。このことは、町長の行政に対する積極的な姿勢を表してお

ります。

次に、歳入予算の町債におきましては、元利償還金が地方交付税措置される合併特例事業債、過疎対策事業債が多く活用されております。元利償還金が地方交付税に算入される、これらの起債は財政的に非常に有利であり、予算編成時には最大限に考慮されているものと考えております。

次に、歳出予算におきまして、特に4つの事業について賛成の理由を述べさせていただきます。相賀本地地区健康増進施設は、平成28年度、29年度にかけて債務負担行為により建設されるものであり、屋内温水プール、トレーニングルームなどを備え、そして、避難ビルとしても活用されます。

紀北町第1次総合計画後期基本計画には、重点プロジェクトとして、犠牲者「0」、交流人口「200万人」、健康寿命「5歳」延長をめざしております。健康増進施設は、この3つの目標を達成するために必要な施設であると思っております。そして、完成後には積極的な活用を望んでおります。健康増進施設の建設にあたりましては、町長の決断に感謝しております。

三重紀北消防組合負担金は、海山消防署移転整備に要する事業費が含まれております。海山消防署移転は、南海トラフの地震、津波などの被災時に、消防機能を維持するためのものでありまして、住民の安全・安心に必要なものであると思っております。

続きまして、地震、津波避難路等の整備は、住民の避難行動に必要なことであり、地震、津波の来襲時に、住民の生命を守り、被害を軽減することができます。このことから避難路の整備は将来にわたって継続して実施されることをお願いいたします。

有害鳥獣の駆除は、シカ、イノシシ、サルなどを駆除し、農家等の被害を軽減するのに必要なことであります。農家などにとりましては、大事に育てた作物を食い荒らされるので、農家の嘆きは大変なものであります。野生動物による獣害は、全国的な問題であり、国県におきましても、積極的に取り組んでいただいております。

町におきましては、有害鳥獣駆除事業に積極的な予算をつけていただき感謝しております。これからも農家にとりまして必要な事業でありますので、積極的な取り組みを、よろしくお願いいたします。

平成28年度一般会計予算におきましては、避難ビルを兼ねた健康増進施設の建設、海山消防署の移転、ほかにも多くの地域振興、福祉、そして、教育などの事業が予算計上されており、町長の行政に対する積極的な姿勢が見られます。そして、事業の執行にあたりましては、

町長以下職員の皆様、ご努力よろしくお願ひいたします。

議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算につきましては、心から賛成をいたしまして、私の賛成討論を終わります。以上でございます。

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第26 議案第27号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第27

瀧本攻議長

次に、日程第27 議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の反対討論を行います。

町が長年経営してきた国民健康保険も、あと2年後、2016年から県が中心主体となりますが、一方で町が共同して運営し保険料の賦課徴収は、今までどおり行うものとなっており、市町間の保険料の違いも残ることになりました。

国保は国民皆保険制度を守る、セーフティネットの役割があり、紀北町でも無職の方がたくさん加入されております。弱者を守るものであります。他の保険に比べて、所得に対する保険料が高いという国保の構造問題があるとして、県が中心主体になることについて、国はその18年度をめぐり、3,400億円の公費を投入し、15年は1,700億円の保険者支援が実施され、当町でも法定減免の所得の枠が広がり、減免を受ける人が増えました。

厚生労働省、15年度の支援の資料の中で、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減や、その伸びの抑制が可能、被保険者1人あたり約5,000円の財政改善効果を、効果と記しております。これにより引き下げられた自治体があります。今年度、16年度もこの事業は実施されます。この支援金を財源に、また、基金の3,400万円なども利用し、少しでも苦しい町民の皆さんの負担を軽くすべきです。

また、資格証明書、窓口で10割の負担がありますが、これも国保に介護保険制度が導入された時に、義務付けられました。このような資格証明書の発行をしないよう求め、私の討論とします。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方はございますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第27 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28

瀧本攻議長

次に、日程第28 議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、年金生活や所得が低い低所得者が多い75歳以上の高齢者を、それまで加入していた公的医療保険から引き離し、別立ての医療制度に集めたものでございます。負担増と差別の医療を押しつけるという、世界でも例のない制度であります。

もう少し詳しくいいますが、この75歳以上の人と、先ほど申しましたが、それだけではありません。75歳以上の人と、65歳以上の障がいを持つ人は強制的に加入させられる保険であります。

そして、この高齢者の保険料は、年金から天引きされます。医療報酬は包括払いです。これは治療をしても、定額しか報酬が支払われないため、医療機関は医療の内容を絞らざるを得ない、そして、高齢者の人は希望する医療を受けられないという差別医療を生み出しております。

病院からすれば慢性的な病気を抱えた、75歳以上の人に治療をすればするほど、お金がかかるので、定額の範囲の治療しかできないといった状態が、既にここ数年生まれております。65歳以上の障がいを持つ方も同じでございます。

また、この制度に資格証明書の発行も義務付けられております。これは高齢者のための医療とは言い難い制度となっております。また、保険料が低いといわれる方もおりますが、今

の低所得者の皆さんの保険料は、9割、8.5割軽減の保険料でございます。この制度もあと1、2年でとるという方向が示されております。

また、保険料の普通徴収の対象の方もございます。月額1万5,000円以下、年金受給者もしくは介護保険との合計で、年金の半分を超えている方であり、無年金、低年金者の方々であります。その方でも保険料を滞納する人たちに対して、資格証明書や短期保険証の制度がつくられております。私たちもやがて75歳を迎えます。このような医療制度は1日も早くやめるべきであり反対といたします。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第28 議案第29号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29

瀧本攻議長

次に、日程第29 議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第29 議案第30号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30

瀧本攻議長

次に、日程第30 議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第30 議案第31号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第31

瀧本攻議長

次に、日程第31 請願第1号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成の方の討論を行います。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

請願第1号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について、原案に賛成する立場で討論をいたします。

T P Pの経済効果に関する、新たな政府の試算について、三重大学の准教授の話では、政府は昨年12月にT P Pの経済効果に関する新たな試算を発表いたしました。政府は、2013年3月にも試算しており、その時、G D Pの押し上げ効果を3.2兆円としていましたけれど、今回のこの改定といいますか、試算によりますと、その4倍の14兆円であるとしております。率直に言って、この試算はかなり恣意的だと、この学者の方が言われております。

なぜG D Pが、こんなに上がって、その試算をされたのか、そこら辺は非常に僕も不審に思っております。平成22年11月に三重県が、農水省の、この試算が出ております。この時にも私は討論に立ったわけですが、この時には、平成22年11月、農業への影響額の試算

について、国の試算方法を参考に、特に強調したいのは、国の試算方法で、この生産額は約500億円減少すると、影響がでるといふ可能性があると試算をされておりました。

昨年12月、国の試算で、県の、この影響は26億円、500億円から26億円に減少すると発表になっております。この状況でアメリカのタフツ大学は、日本のGDPは、0.12%落ち込むという試算も出ております。雇用は7.4万人減るとの試算を発表しております。

このようにGDPがどんどん上がっていくのであれば、それは結構いいんですが、逆に下がっているということで、日本とアメリカがともに批准しなければ、このTPPは発効しません。危険なTPPを阻止するため、日本の批准を中止することが、今、大変重要だと思っております。

また、2つ目には、食の安全について、輸入規制の緩和によってですね、例えばアメリカ産牛肉のBSEを輸入されたら、大変不安だと。そういうところに輸入規制の緩和はしてはだめだという思い、不安がある。また、農業、農薬の基準については、これも緩和していく。残留農薬の問題、かなり飛行機で農薬をまく、大きなオーストラリアでも、アメリカでもそうなんです、こういうところに農薬の、この基準がどんどん無くなっていく。その心配が十分あると思います。

また、遺伝子の組み換えの輸入の拡大、日本の食品添加物は、日本は厳しい基準であるにもかかわらず、これらが骨抜きになってしまう不安、こういうこともありますし、日本の国民の健康を守るため、国の食の安全はきちっと確保すべきであります。

最後に、このISDの条項、これは毒素条項とも言われて、この投資家対国家紛争ということで、ISD条項は、多国籍企業が投資家の国の政策で、不利益を被ったということになりますと、その提訴ができるというものです。アメリカの業界団体が、強く盛り込むよう迫ったようでございますが、これで提訴された場合、指定された仲裁機関が非公開で審議を行い、判定に不服があっても上訴することができません。1回限りであります。しかも国だけではなく、地方自治体の規制も、訴訟の対象になります。2週間のいろいろな2国間のいろいろな賠償問題等を、独特な方法で審議し決まったことは守りなさいということになるのです。非常に危険な条項です。

日本の農業、林業、漁業を守り、国民の健康を守っていくため、この請願に賛成するものであります。どうか皆さんの、この危険なTPPの批准はやめてくれということで、この問題について賛成討論に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

ちょっと報告いたします。5時を過ぎそうなので、会議を延長したいと思います。
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を願います。

(少 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

瀧本攻議長

本日、町長から追加議案が提出されましたので、追加議事日程を配付させていただきますので、暫時、自席にてご休憩いただきたいと思います。

(午後 4時 57分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 02分)

追加日程第1

瀧本攻議長

町長から追加議案の提出されております。

お諮りいたします。

この1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

瀧本攻議長

それでは、追加議事日程第1 議案第32号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

お諮りいたします。

追加日程第1は、議案第32号の審議にあたっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第32号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,461万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億2,945万5,000円としたいので、議会の議決を求めます。

以上、議案につきましての提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたさせます。

国等との関係によりまして、急な申し出となりまして、大変申し訳ございませんが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

瀧本攻議長

続いて、内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第32号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,461万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億2,945万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月22日 提出

紀北町長 尾上壽一

4ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。高度情報化推進事業及び地方創生加速化交付

金事業で、1億1,461万1,000円を、平成28年度に繰り越ししようとするものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございますが、一般補助施設整備等事業を限度額640万円として、追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同様でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は、6,664万2,000円を増額し、9,979万3,000円とするものでございます。地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金640万円及び地方創生加速化交付金6,024万2,000円は、国の平成27年度補正予算第1号において、1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の、特に緊急対応として位置づけられたものであり、高度情報化推進事業ほか5事業に充当するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は4,156万9,000円を増額し、2億2,180万8,000円とするものでございますが、今回の補正の主要財源とするため財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第20款及び第1項が町債、第1目・総務債は640万円を増額し、2億4,130万円とするものでございますが、情報セキュリティ強化事業債で、高度情報化推進事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算について、ご説明します。

9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費は、5,201万1,000円を増額し、1億4,081万円とするものでございますが、年金情報流失問題が警鐘となり、総務省から自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化が提示されたことにより、庁舎内等のセキュリティの強化を行うものでございます。

第14目・地方創生費6,260万円の増額は、地方創生加速化交付金事業で単独事業分2事業と広域連携事業分3事業があり、単独事業分の紀北町の特産品魅力アップ大作戦は、商工分として紀北町の生産者が一体となって行う、地域資源を生かした商品の高付加価値化、インターネット販売のための条件整備、商談会の開催などの費用に2,000万円と、林政分として森林組合おわせによる、尾鷲ヒノキの苗木生産、ヤード整備及び生産支援などに580万

円、インバウンド対応魅力発信事業2,000万円は、地域振興策の新たなアプローチとして、地域固有の資源を活用したインバウンド対応の体験型観光を推進し、国内外の交流人口増加につなげる事業でございます。

広域連携事業は、新たな特産品づくりや既存特産品の改良を希望する、当該地域内の事業者等を対象に、尾鷲市と紀北町が連携して行う、地域農水産物の特産化による、しごと創生プロジェクト350万円と、移住者を迎え入れるための体制整備を、三重県と15市町で行う、ええとこやんか三重、県と市町の移住促進事業750万円と、魅力ある東紀州地域への外国人観光客の誘客及び海外への地域特産品の販売促進を進めるため、共通したコンセプトのもと東紀州5市町が連携して、観光客のニーズ分析に基づいた戦略的なマーケティングと地域の関係団体との連携など、観光地域づくりを担う、舵取り役となるDMOの立ち上げをめざす。「世界遺産」「地域産業」を活用した観光DMO推進事業580万円でございます。

次に、10ページをご覧ください。

10ページは地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。前年度末現在高は122億2,380万7,000円で、当該年度中の起債見込額は、今回の補正後11億280万円、当該年度中の元金償還見込額が13億109万8,000円であり、当該年度末現在高見込額は120億2,550万9,000円でございます。

以上で、平成27年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

3点ほど伺います。

1つは、9ページのですね、地方創生費ですね、右側に今、事業を並べられておるんですが、上から4つですか、紀北町の特産品魅力アップ大作戦、それから、同じく商工分と林政分ですね、それから、インバウンド対応魅力発信事業、1、2、3事業ですか、これについては、町単の事業だというふうに伺ったんですが、それでよろしいですか。

それと、その以下の項目については、広域かなんか連携してやることでしょうか。そうすると、ここに書かれておるのは、たぶん町からの持ち出し分やと思うんで、総体的な事業として、いくらで、どのような連携をとってやるのか、総事業費とですね、その辺のことを教えてください。

それからですね、インバウンド対応魅力発信事業というのは、これ単独の事業で2,000万円ということで、非常に大きな金額が付いとるんですが、この中身はどのような事業を考えておられるのか。

最後にですね、1番下を書いてある、観光DMO推進事業、この観光DMOという言葉がわからないんで説明していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

先ほど言いました地方創生加速化交付金事業の関係ですけども、単独分というのは、町の単独じゃなしに、町、1町でしていくという、交付金事業もらってやっていくという意味の単独です。

あと広域は三重県とか、各団体との連携して行っていく広域事業ということでございます。そやで、町の単独事業でという意味ではありませんので、すいません。失礼しました。そういうことです。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

連携事業のことについて、お話をさせていただきます。

地域農水産物の特産品化による仕事創生プロジェクトにつきましては、尾鷲市と共同で行う事業でございます。この事業につきましては、共通でですね、行うものと、それから、各市町が行う事業というふうに分かれておりまして、共通で行うものにつきましては、マーケティング調査ですね、これを行わさせていただきます。

それから、特産品開発につきましては、これ各々の市町で、それぞれ行うという事業でございます。マーケティング調査事業につきましては、125万2,000円を予定しております。

それから、特産品開発セミナーにつきましては、開発費につきましては224万8,000円を

委託として、商工会にお願いしてですね、委託をさせていただいて行うという事業でございまして、合計で350万円の事業でございます。

それと、DMOでございますけども、このDMOにつきましては、デスクティネーション・マネジメント・オーガニゼーションというふうな略でございまして、これはですね、地域全体の観光を、マネジメントを一本化すると。それによりましてですね、着地型観光のプラットフォームといいまして、1箇所ですね、いろいろ案内ができるとか、そういったもののできる。あるいはいろいろなマーケティングを一括してですね、行うような、そういった組織をつくるということで、そういった組織をつくるための費用ということでございます。

このDMOにつきましてはですね、法人をですね、法人が官公庁に登録してですね、法人化する必要がございますので、そういったものに向けての費用であるとかですね、あとですね、このDMOにつきましては、広域連携のDMO、それから、地域連携のDMO、地域のDMOというのがあります。地域のDMOにつきましては、市町村単位で、そういった組織をつくってですね、観光を一元化して、施設化を推進していこうということ。

それから、地域連携のDMOというのは、例えば複数の市町村ということですので、東紀州地域ですね、全体でそれを取り組むということで、今回ですね、このDMO化の補助事業につきましては、この2つをですね、やっていくというふうな事業でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

財政課長の答弁は、いわゆる交付金でもらったから、町単じゃないというような言い方されたんだけど、交付金をもらった中の、その交付金を使用するのが、当町がもらった交付金を使って、やるよということなんでしょう。そういうふうに理解してよろしいんですね。

あとですね、連携でやるよといったのは、例えば1つ尾鷲市との例があがっていますが、そういうのは連携して、1市1町で連携してやるわけですね。だけど、この場合は、金額はここに表されておるのは、紀北町の持ち出し分だけだろうと思うんです。

だから、私が言っておるのは、1市1町の例が出たんですけど、連携全体でですね、どれだけの事業費を投入して、そのうち町が負担する分が、これだけだよという答弁をいた

だきたかったんです。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

まず単独事業と連携、広域の連携事業でございますが、加速化交付金につきましても、町のほうから申請する場合と、連携して1つとして申請する場合の2種類がございます。先ほど議員が言われました最初の2つ、3つですかね、これにつきましては、紀北町として加速化交付金をいただく申請をしてございます。

残りにつきましては、代表を決めまして、そこへ事業等を集約して、そこが申請をしていただいておりますということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、広域連携の全体事業でございますが、まず地域農産物の特産品化による、しごと創生プロジェクトにつきましては、尾鷲市さんと紀北町ということで、事業費といたしましては、629万1,000円でございます。

続きまして、ええとこやんか三重、県と市町の移住促進事業でございますが、三重県と県内15市町ですんで、津市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、東員町、多気町、明和町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町、それと紀北町ということで連携して事業を行います。

総事業費につきましては、7,636万8,000円でございます。

続きまして、「世界遺産」「地域産業」を活用した観光DMO推進事業でございますが、これにつきましては、東紀州5市町ということで、熊野市、尾鷲市、御浜町、紀宝町、それと紀北町ということで、5市町が連携して行う事業で、総事業費につきましては2,900万円となっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

連携してやる事業については、総額もわかりました。今、そしてどこ連携するというのも説明いただいたんですが、説明をパッと聞いてわからなんだのは、この観光DMOという事業ですね。今の課長の話の聞いただけでは、なかなか頭に想像できないんですよ。

何かこう理解できるような資料でもですね、あったらいただけんでしょうか。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

資料につきましてはですね、観光庁のほうが出した資料がございますので、これをですね、ご提供させていただきたいと思ひます。お願ひします。

瀧本攻議長

資料を出してくれるということ。

どうぞ。

10番 玉津充議員

それから、1つ忘れておったんだけど、このインバウンドのですね、対応魅力発信事業、これ体験観光でということ、説明受けたんですが、これは紀北町の町自体の事業でやられるわけですね。これの2,000万円という金額は、非常に大きい金額だと思うんですが、どのようなですね、やり方を考えてみえるんか、今わかっておる状態で説明してください。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

インバウンド対応魅力発信事業につきましては、交流人口を拡大させるためにですね、増加している外国人の方をですね、こちらに来ていただけるようなことをしたいということですね、特に自然派嗜好の方とか、熊野古道にですね、興味のある方、こういった方々をターゲットにしまして、外国語で情報発信をしたりですね、アウトドア体験のイベントの開催などの費用ということで考えておまして、具体的にはですね、アウトドア体験のイベントコースの常設化整備に70万円、それから、トレッキングマップの作成、これは翻訳、外国語の表記のものも含めてですね、100万円。

それから、ホームページとパンフの製作、これは英語、中国語を予定しておりますけども、519万3,000円、それから、インバウンド観光振興費としまして、インバウンド対応職員の人件費2名分を組んでおまして、738万4,000円。体験のスキルアップの講習会100万円、このインバウンド観光振興費につきましては、観光協会に委託をさせていただいて、補助金として出ささせていただきまして、こういった先ほど申し上げましたようなことを

ですね、していただくというふうなことで考えております。既存の職員の方をですね、これに充てたいなというふうには思っております。

それから、始神テラスの情報発信費、これもですね、当初予算にも少しダブる、二重で計上させていただいた部分がございますけども、109万円。それから、あとですね、アウトドア体験イベント実行委員会の補助金、これはSEA TO SUMMIT ですね、これはもう当初予算でも計上させていただいておりますけども、それに300万円、ほかに事務費といたしまして63万3,000円ですね、これらを合わせて2,000万円という事業でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今の地方創生のことについても、町単独でやる部分についても、これは単年度の事業、これから続けていくという事業なのでしょうか。それを1点と。

その上の高度情報化推進事業で5,200万円ですね、国県の支出金が640万円で、3,900万円、一般財源から町が負担せんなんのですけども、どのような高度情報化推進事業なのか、詳しい説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

事業につきましては、この事業自体は単年度の事業でございますけれども、こういった、ここで整備したものをですね、活用しながら、翌年度以降もですね、これ来年度、再来年度以降もですね、これを活用しながら、この事業を進めていくということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

高度情報化推進事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

これまでのですね、経緯も含めて少し時間をいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、昨年ですけれども、日本年金機構の情報漏洩の事案が発生してございます。これがですね、警鐘となりまして、各自治体におきまして、ただちに緊急時の対応体制、それと、システムネットワークの総点検を実施をさせていただきました。合わせまして、総務省のほうにおきましてはですね、自治体の情報セキュリティに関する抜本的な対策を検討するというので、自治体セキュリティ対策検討チームを設置されまして、必要な対策等についての提言が出されてございます。

町といたしましては、総務省が作成いたしました、新たな自治体セキュリティ対策の対応手順に沿いまして、ネットワーク接続ルールの確認、サーバー間接続ルールの確認、追加整備が必要なネットワーク機器の洗い出し等を行ってございます。国のほうから強靱化の最低限の条件というのが出されておきまして、住民基本台帳システム端末の二要素認証とUSBメモリの使用制限、及びインターネット系接続と総合行政ネットワーク、これをLGWANと呼びますけれども、LGWANの接続系を分離すると。物理的に分離するという、この3つを最低の条件としております。

国といたしましては、平成27年の補正予算におきまして措置された地方公共団体の情報セキュリティ強化対策費補助金を活用して、庁舎内等の情報セキュリティの強靱化を図りたいということで、予算を計上させていただいております。国からいただきます補助金の補助基準額でございますが、紀北町の場合は1,280万円が基準額でございます。そのうちの50%に当たります640万円は、国の補助金でございます。残りの640万円は全額交付税措置ということで、補助基準額の1,280万円は全額いただけるんですが、事業費といたしましては、5,201万1,000円ですので、先ほど議員がおっしゃられた差額の3,921万1,000円は一般財源ということになっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今年度の事業だけれども、続けていきたいということでしたが、来年度もこのような地方創生の補助金がついてくる可能性はどうか。地方創生、単年度の予算が多いというのも聞いておりますが、どうかということ。

そして、情報化推進事業については、事業委託5,000万円で、事業委託がほとんどなんですけれども、これは全国の自治体が同じところに委託するのかどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

まず交付金のほうのお話をさせていただきます。

私ども議員の皆様にもご了解いただきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのをつくらせていただいております。これはあくまでも5年間の総合戦略ということでございまして、交付金をいただくにはですね、この総合戦略にのっとった事業という大前提がございます。

ですから、交付金を使わせていただくのは単年度でございしますが、それを生かしながら今後も引き続き事業をやっていかなければならないというのが、交付金の趣旨でございます。

続きまして、高度情報化の関係なんですけれども、実は2つに分かれていまして、1つが5,000万円ほどの委託金、もう1つが備品購入費で、指静脈認証装置、指で認証するということでございますけれども、これが200万円ほど入っております。

委託先でございしますが、この役場庁舎内のパソコン関係、情報関係なんですけれども、相当複雑なものになってございまして、今回、予算を計上するにあたりまして、現在、委託をお願いしとる数多くの業者とも折衝をいたしまして、やっと予算額がはじき出したというのが現状でございまして、どこの市町村も同じというわけじゃなくて、それぞれの市町村がお願いしているLAN関係、ネットワーク関係の事業者が主になるだろうということは思っておりますが、備品等もございしますので、お願いする方法につきましては、今、県国と調整をしておるところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

情報化のことはわかりました。

引き続き行っていくというあれで、もう財源も補償されるのでしょうか。来年度も今年みたいに、100%みたいに、長年、5年間の間には、その100%の率も変わってくるものなんかも、100%の率は変わらないものなのかどうか、最後にお伺いします。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えさせていただきます。

今回の加速化交付金ですね、これにつきましてもですね、なかなか決まっておりました。国のほうから出る情報が少なくでですね、最初のころは2分の1しか出ないとかですね、いろんな話もございました。

ですから、来年度以降の予算等につきましてもですね、国のほうで決定をしてくるのを待つというところが、今の状況でございまして、現在、来年度も再来年度もその次も、交付金として100%のものが出るかどうかというのは、私どもでは今わからないという状況でございまして。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

奥村です。この9ページにあるですね、この地方創生を抜本的に再生するために、おりてきた交付金だと思うんですけども、その割にはですね、こういう討論が3回しかできないような場ですね、こういうところで出てくるというのは、いかなげなもんかと思うんですけども、これ討論せなあかん問題ですよ、これは。

この特産品魅力アップ大作戦という中身、それから、特産品魅力アップ大作戦、それから地域農産物の特産化によるしごと創生プロジェクトが、どういうものであって、どういう形で使われていくんか、2番目にね。どういうものが、どういう形で使われていくんかということについて、詳しく説明してください。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず紀北町の特産品魅力アップ大作戦、商工分ということでございますけども、これはですね、紀北町にある地域資源の多くはですね、少量、多品種であって、ほとんどが地域内で消費されるという現状にあります。そういった地域資源を生かしてですね、新たな商品づくりや既存商品の販路開拓を行うことで、高付加価値化をめざすというふうなことで

ございます。

そのためにですね、商品にストーリー性をしっかりとつくり上げてですね、誰に売っていくかといったチャンネルを選択してですね、戦略を、そういった戦略を構築することが必要ということで、そのための費用ということでございます。

具体的に申し上げますと、紀北町を1つのチームと考えまして、そういったもののコンセプト、それから、ロゴマークの製作。それから、生産者を紹介するカードの製作。これはですね、この事業だけではなしに、いろいろな商談に使用可能なものというふうなこと。

それから、電子商取引ですね、サイトの運営。それから、メルマガの配信。セミナーの開催。それから、商品開発に対する助成、商談会の開催などが、この事業の内容でございます。

それから、地域農水産物の特産品化によるしごと創生プロジェクトでございます。これはですね、新たな商品、特産品づくり、いわば既存の商品のブラッシュアップをですね、希望する事業者に対しまして、尾鷲市と連携してですね、専門家による開発セミナーの開催であるとか、あと個別指導を実施すると。そこで開発された商品をですね、町内外でマーケティング調査を実施し、消費者のニーズを商品化に反映させることで、売れる商品づくりをめざすというふうなことございまして、これらの商品がですね、将来的にはふるさと納税の返礼品になったり、あるいは始神テラス、三重テラスなどでですね、販売につなげていこうということでございます。

具体的には、ここでは開発セミナーの開催と、それからマーケティング調査が主なものでございます。

商工分については、以上でございます。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

紀北町の特産品魅力アップ大作戦（林政分）580万円につきましては、森林組合おわせが行う尾鷲ヒノキの植林用の苗の生産事業に、地方創生加速化交付金を活用して、支援を行おうとするものでございまして、負担金補助及び交付金に557万1,000円、事務費に、需用費、消耗品費に22万9,000円の合計580万円の事業でございます。

苗の生産事業につきましては、かねてから森林組合おわせが取り組もうと考えていたと

ころでございまして、町とも協議を行ってきたところでございます。今回の地方創生加速化交付金事業を活用した支援につきましては、森林組合おわせが行おうとする苗生産事業に対して、主に試験生産に係る初期投資部分を支援しようとするものでございます。

具体的には、苗生産ヤードの造成費や備品等の購入費、研修費用、調査研究指導員等への報償費、また苗生産にかかる人件費などでございまして、総額557万1,000円を予定しているところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

このさね、貴重な地方創生費、それでなおかつ将来はどんだけ来るかもわからんような、増えてくとは限らないような創生費、貴重ですよ。今、いった説明を受けた中でですね、2,000万円という数字は大きすぎるよ、これは。本来、武岡氏が述べた林政分のようなですね、中の具体的にですね、町の農業、林業、水産業にですね、具体的にそこをてこ入れして、そこを再生をしていくように使うべきだと、私は思うんですよ。

これは絶対、今、感じたのは、その武岡氏の言うた中でも、半分ぐらいですね、納得できたのは。こんな、そやけど、机の上のことばっかじゃない、具体的に地場産業で再生するために困っている人ばかりじゃないですか。デコポンでも述べたように。私はこれは回答いらんけども、これは賛成できん。以上。

瀧本攻議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

この新年度の3月議会は3日から確か始まったと思うんですけども、この議案の中身はね、大事なことやし、またうちの町だけじゃなくて、尾鷲市さんもかんどるでしょう。中までとやかく議論する、審議する、検討する時間は、皆さんにないんでして、これが出てくるのはさ、ここで出てこなあかんのじゃないの。今日でいえば、日程第21の議案第22号一般会計補正予算7号に入っておるべきもんじゃないの。入れ忘れておったの。

いやいや、それならそれで、そうやって言えばええんやで。そこから始まらなあかん。こんな大事な問題が、この22号の補正予算を組むときに、予算化される状態ではなかった。

その後ですよ、この議会が始まってから、この予算が可決されたというんなら、国会で認められたとか、尾鷲市さんの共同を得られたもので、遅くなったんですというんなら、わかるけども。本来ここに出てきて、もう審議終わつたらなあかん問題や。まずそこから、総務課長、まずお詫びをもった上で、これを提案してくるのが本来じゃないの。中身のこというたらん、出てくるのがおかしい、今、出てくるのがよ。

だから、新年度の予算の補正なら、また4月にすればええ、4月でも5月でもすればええ、いつでも。だから、補正予算の補正やろ。去年やり残したもので、補正しとるんやろ、これ。また、その補正の補正ということでしょう。

だから、ここに書き入れ忘れておったんやろ。それならわかるんやで。違うん。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

大変申し訳ありません。すいません。一応、国のほうの予算がついたのが、1月20日に制定しまして、それから、この申請が2月20日頃までに申請、実施計画を出せという話で、それで、交付決定の内示ですね、内示が3月の中頃から下旬にかけてという話でしたので、その内示を一応めどに、これを計上したいということで、この日になったわけです。すいません。以上です。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

国からこのような予算があるから、こういうことをやりなさいと言ってきて、1カ月以内に書類を出しなさいということ。1カ月以内やったな、何カ月以内という決まりがあったわけ。それで、1月20日にいただいて、こういった事業は、ほかにも今までもやっておるわけやから、1カ月かかったということ、書類出すのに。当然、そういう書類出したら向こうでチェックを受けて、返答に1カ月はかかるわな。そうなってくると、3年半ばになるだろうということはわかるんやけども、この国から出てくるであろう、1月20日に出てきたというのは、出てくるのを待っておったわけやな、まあいうたら。まったく急に来たわけじゃないやろ、こういう事業は。じゃないですか。じゃあ待っておったんであれば、やっとおりたぞって、ピュッと書類出せるようにあったとするならば、もっと早うに出ておったんじゃないの。言い換えれば。1カ月もかかり過ぎたんじゃないの。もう1週間早

かったら、議会に間に合ってたかわからん。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

その実施計画をつくって提出するのが、2月17日までには提出せえという国の指示でございましたので、はい。それで、それまでに一応計画して、提出したということでございます。

12番 東篤布議員

議長、先ほど僕は、国から答申を得て、それで、こちらから書類を出したのが、2月20日と聞いたんですが、今のお答えですと、11日までにしなさいって言われとるのに、出せなくて、3日遅れたんですというふうに聞こえたんです。議長に聞いたの、議事進行で。

瀧本攻議長

国会がですね、通常国会が。

12番 東篤布議員

彼がそうやって言うたって。

20日って言うたよ。彼。今、17日いうんで、どっちがほんまなんやと。

瀧本攻議長

だから、答弁してください。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

すいません。2月17日です。20日、訂正いたします。失礼しました。

瀧本攻議長

町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ございません。先ほども申し上げたように、私の提案説明の中でも、国等との関係によりまして、急な申し出となり大変申し訳ございませんと、お話をさせていただきました、最初の時にですね。結局、7号補正までの間にはですね、この内示等の関係もありまして、載せられなかったというのが事実でございます。

それで、議長のほうにもお願いしてですね、国から内示が出たのちに、追加のこの8号

補正という形で出ささせていただきますねということで、議運のほうにもお諮りさせていただいたような次第でございます。

ですから、7号補正をつくった時点では、まだまったくこういった、はい。申し訳ございません。

瀧本攻議長

ちょっと休憩とろか、10分ほど、ええかな。いろんな質問出てくるでさ。これ質問出てくるとき、それでは、ちょっと10分ほど休憩します。だから、6時まで休憩。

(午後 5時 48分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再会いたします。

(午後 6時 01分)

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

2点ほどお聞きします。

このいろんな、9ページなんですけど、この事業についてはですね、事業主体といいますか、5市町とか、隣の尾鷲市とか、そういうことでこの事業を進めていくというような話やったと思うんですが、ポッと出て、このDMOとか、そのインバウンドとか、そういうやつは僕もパッと聞いて、全然わからないんです。そういう意味では事前にですね、資料として、これはこういう事業なんですというようなものは、用意できなかったんですか。それをちょっとそこら辺はね、簡単なあれでもいいんですけど、そういう、こういう予算がついてきたんで、町の持ち出しも、これは、やっぱり要るんだと、そこでこの議案書になったんだと思うんですが、そこら辺のことでちょっとお聞きしたいんですけどね。

いやいや、この事業としてね、いろいろあるんですけど、事業主体というか、そこは協力してやったらいいんだということなんですけど、そこら辺のやり方はどういうふうにお考えしておるんか、ちょっと聞かせてください。

瀧本攻議長

誰が答弁されますか。

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。広域連携の事業でございますが、申請の時もですね、例えばですけども、世界遺産、地域産業を活用した観光DMO推進事業につきましては、熊野市さんが中心になって、各市町がこれをやりたい、あれをやりたいというのを集めております。申請書は、東紀州の地域振興公社で、事業を進めるということなんですけども、やはり広域になりますと、どこかがトップを切っていただいて、うちでまとめるよって一緒に協働してやらないかという声もかかってきますし、うちのほうからお声をかけた部分もでございます。特に大きい三重県なんかは、三重県が三重県全体として、こういう事業をやりたいんで、各市町でこれに関連する事業を集めて、一緒にしたら申請が通るんじゃないかという提案もいただいておりますので、そういうことで進めさせていただきました。

以上でございます。

瀧本攻議長

いいですか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうしたら課長のほうで、今の説明でいくと、これからは詰めていくということになるんですかね、事業として。それでないと、今の状態で、ここが中心になる、ここが中心になるということではない、呼びかけるんだということではないんですね。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

広域連携につきましては、種類がたくさんありまして、例えば、尾鷲と、うちとやる場合は、一緒のものをお金を出し合ってやろうかとするのが1つございます。もう1つは申請として、一緒のものを出しますけども、中身は紀北町がやりたいこと、尾鷲市がやりた

いこと、合わせると同じ目的やということで、国に認めていただくのがありますので、それぞれ市町ではこれをやりたいというのは決まっております。申請の段階では決まっております。でも、隣とまったく一緒のことをやるかということ、ものによっては違う部分がありますし、2つで協働してお金を出し合って、1つのことをするのもございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それはいろんなもんがあるんですけど、選択肢はいろいろあるんですけど言われても、実際のこのお金はやっぱりそれなりに使うんでしょう。勿論、何かすること、事業することを相談しながら使うということなんでしょう。そうしたら、ある程度、固まっているのではないですか、そこら辺はどうですか。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

固まっているか、固まっていないかということでございますが、固まっております。固まっております。何に使うというのを決めて申請をしてございます。私が先ほど言いましたのは、選択がいろいろあるよということでございまして、事業としては、紀北町でやるのは、これということで申請をしてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採択いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第32号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手願います。

(多数挙手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました本定例会では、平成28年度当初予算ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただき、全議案を原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、桜もほころびつつありまして、あとわずかで新年度を迎えることとなりますが、昨年10月に合併10周年の節目を迎えまして、平成28年度は新たなスタートとなる重要な年があります。より良い紀北町のまちづくりに向かって、本定例会でいただきましたご指摘やご提案を念頭に、心新たに職員とともに諸事努力してまいり所存でございます。

つきましては、山積する行政課題を的確に解決していくためには、議員の皆様の一層のご理解、ご協力が必要と考えておりまして、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉

会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月3日に議会を開会し、本日3月22日までの長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。

この間、議員の皆様、町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々の慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、本年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長きにわたり、本町の発展のために尽力賜りましたことに対して、議会を代表して深く感謝の意を表すとともに、心から御礼申し上げます。

今後においても健康に十分に留意され、ますます活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健康、ご多幸を祈念し、3月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

(午後 6時 09分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 8 月 9 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 原 隆伸